

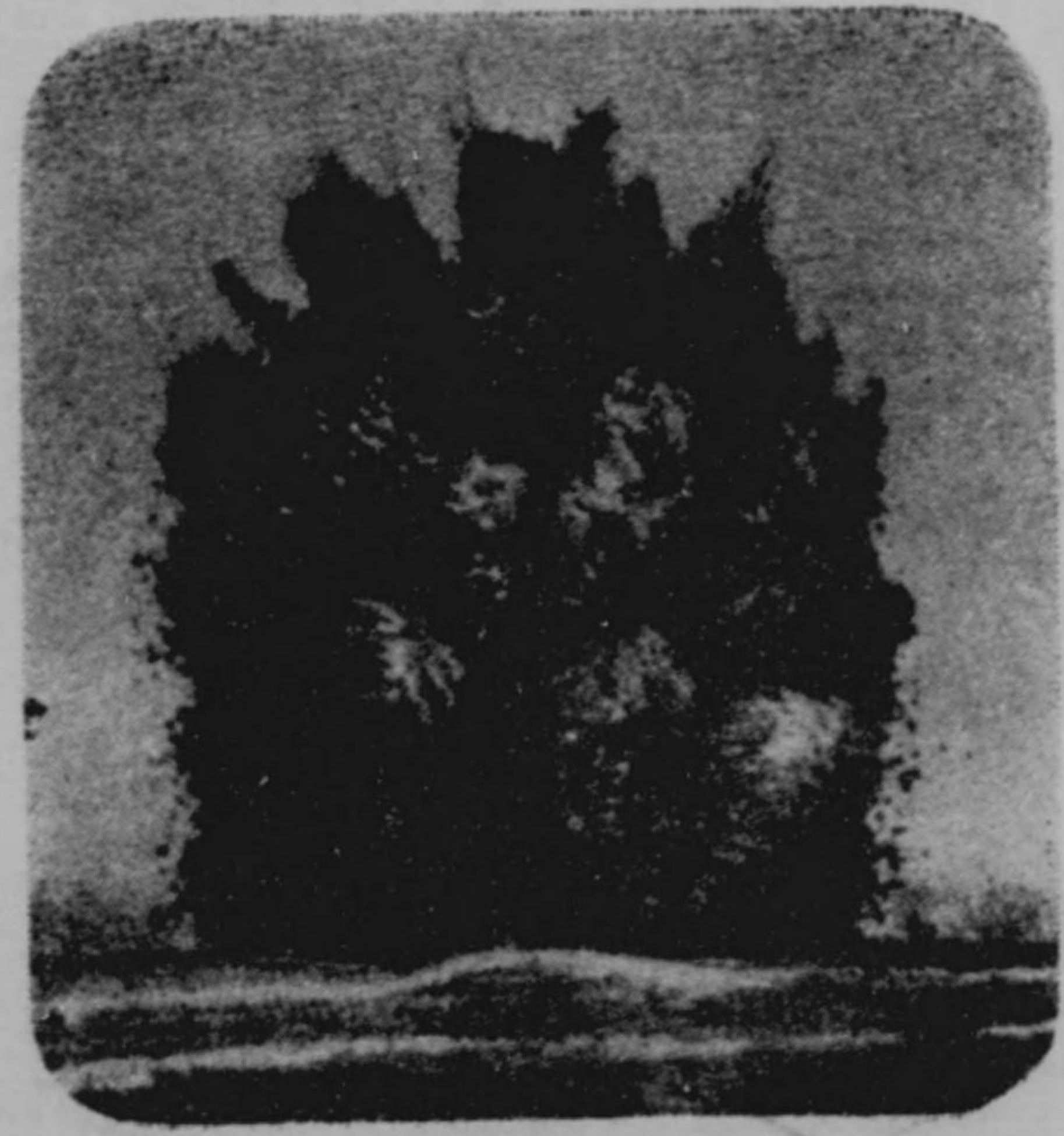
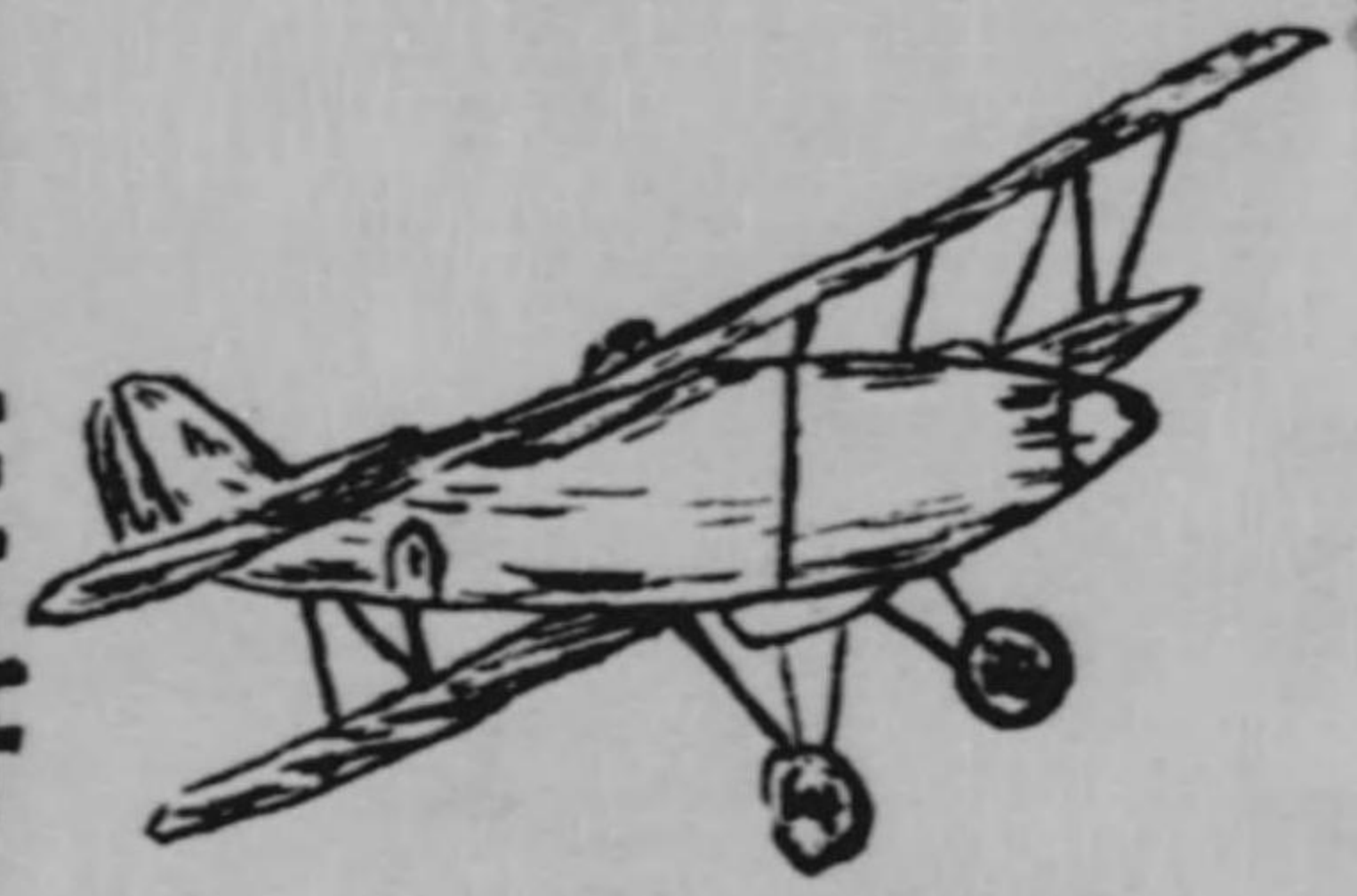
281



軍事講話

特230

53



0055574000

2

0055574-000

特230-53

軍事講話

橋本均・著

村下印刷所

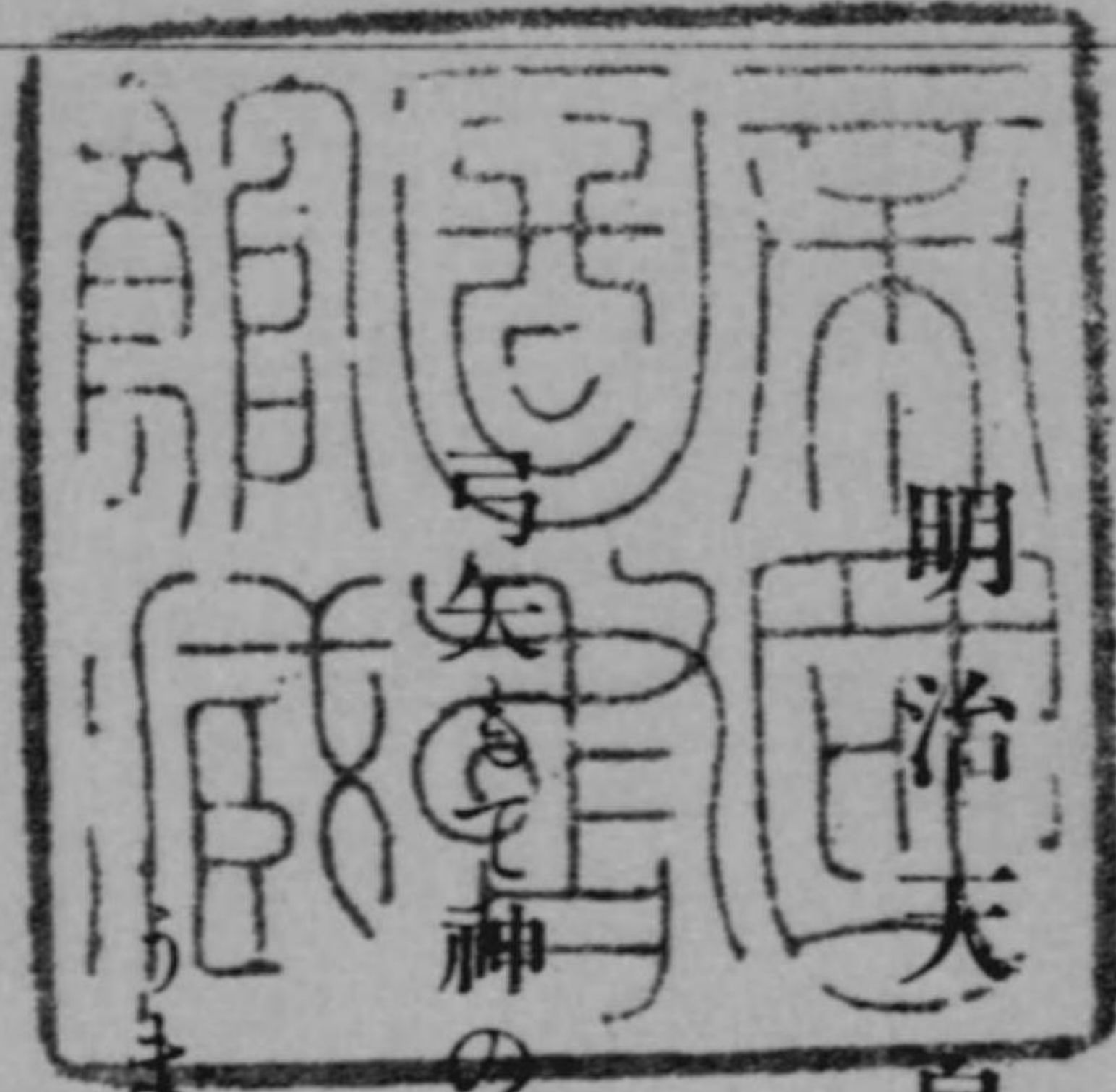
昭和12

AJA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権第67条の規定に基づき、平成12年3月付けで文化庁長官の裁定を受け使用するも

持230

53



明治天皇御製

守矢を神のをさめしわが國に

りまれしをのこ心ゆるぶな



勅語

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん

斯の道は實に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通して謬らす之を中外に施して悖らす朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

陸海軍軍人ニ賜リタル勅諭

四

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率る、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢々なりき。古は 天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制にて、時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて、文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き左右馬寮を建て、防人など設けられしかは、兵制は整ひたれとも、打續ける昇平に狎れて、朝廷の政務も漸文弱に流れければ、兵農おのつから二に分れ、古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて斯なれるは、人力もて挽回すへきにあらすとはいひなから、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき。降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ、剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ 朕か皇祖仁

孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも亦惶けれ。然るに 朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し、大名小名其版籍を奉還し、年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ。是文武の忠臣良弼ありて 朕を輔翼せる功績なり。歴世祖宗の専蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも、併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれ。されは此時に於て兵制を更め我國の光を輝かさんと思ひ、此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は 朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は 朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず。子々孫々に至るまで篤く此旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。されは 朕は汝等を股肱と頼み汝等は 朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき。朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまるらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さざるとに由るぞかし。我國の稜威振はさることあらは汝等能く 朕と其愛を共にせよ。我武維揚りて其榮を輝さは 朕汝等と其譽を偕にすへし。汝等皆其職を守り 朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれ

五

は猶訓諭すへき事こそあれ、いてや之を左に述へむ。

六

一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし。凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかへき。況して軍人たらむ者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならされは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし。其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし。抑國家を保護し國權を維持するは兵力にあれば、兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しき覺悟せよ。其操を破りて不覺を取り汚名を受くることなかれ。

一、軍人は禮儀を正くすへし。凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず、同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服従すへきものその下級の者は上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所にあらすとも、上級の者は勿論停年の己より舊き者に對しては總へて敬禮を盡すへし、又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず。公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇

に取扱ひ慈愛を專一と心懸け上下一致して王事に勤勞せよ。若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには營に軍隊の毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし。

一、軍人は武勇を尙ふへし。夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし。況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるへきか。さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず、血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し、軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし。小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己か武職を盡さんこそ誠の大勇にはあれ、されは武勇を尙ふものは常々人に接するには温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心懸けよ。由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ。心すへきことにこそ。

一、軍人は信義を重んずへし。凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし。信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなり。されは信義を盡さんと思はは始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし。臆氣な

七

る事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり、悔ゆとも其詮なし。始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとでも守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ。古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り、あたは英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるべき。

一、軍人は質素を旨とすへし。凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貧汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらる、迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり。此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明かり。朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出てむことを憂ひて心安からねは、故に又之を訓ふるをかし。汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ。

右の五箇條は軍人たらんもの暫も忽にすへからず。さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ。抑此五箇條は我軍人の精神にして一の誠心は又五箇條の精神なり。心誠ならされは如何なる嘉言も善行も

皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つへき。心たに誠あれは何事も成るものそかし。況してや此五箇條は天地の公道人倫の常經なり。行ひ易く守り易し。汝等軍人能く、朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦びなん。朕一人の憚のみならんや。

明治十五年一月四日

御名 御璽

緒言

一、本書は學校教練の趣旨並に教授要目に準據し、知得すべき必須課目のみを列舉して之を部分し、最も理解し易く問答的に編纂記述したもなれば、機會ある毎に熟讀玩味して其の目的精神を理解せしめ軍事常識を涵養する事を望む。

二、本書は學習の便を主とし、陸海軍諸規教程及典範令其他關係圖書中より教材を選択し其の要旨を記述した元より完璧とは認めないが學校に於ける軍事講話の至難なるに鑑み其の欠を補ひ得る參考書として適切である。

昭和十二年二月

著者識

軍事講話目次

第一章	學校教練の目的	一
第二章	兵役	二
第一節	一般兵役	二
第二節	徵集延期	九
第三節	徵兵検査受檢及入營	二六
第四節	召集及簡閱點呼	三六
第三章	幹部候補生制度及出願手續	四〇
第四章	化學兵器	四六
第一節	毒瓦斯	四六
第二節	戰車	五三
第五章	航空機	五九
第六章	海軍一般	六六

第七章	建軍の本義並に軍備	三
第一節	建軍の本義	三
第二節	軍備	六
第八章	統帥權	一〇
第九章	國防観念と國民訓練の趨勢	一〇
第十章	國家總動員	一四
第十一章	國土防空	三
第一節	國土防空	三
第二節	瓦斯防護	三
第十二章	列國軍事の概況	一六
第十三章	幹部候補生素養検査問題	一四
第一節	教練	一六
第二節	軍事講話	一六
第三節	經理部幹部候補生檢定試験問題	一八〇

第一章

學校教練の目的

一、教練の歴史を述べよ

教練は明治十九年から、時の文相森有禮氏に依て學校に兵式體操を採用せられ、全國諸學校に實施せられてゐたのであります。當時の教練は今と違つて、最初東京の高等師範學校に現役將校を招いて之を教へ、其の卒業生が全國諸學校の教練を擔當したのであります。

大正二年に兵式體操を教練と稱へるやうになりました。尙大正十四年四月から文部、陸軍兩省協議の上、中等學校以上の諸學校に現役將校を配屬して、大に之を振作する事となりまして今日に及んだのであります。

二、學校教練の目的を問ふ

學生生徒の心身を鍛錬し、團體的觀念を涵養し、國民の中堅たるべき資質を向上し、併せて國防能

力を増進するにあり。換言すれば國家的觀念を明徴にし、献身奉仕の精神を振起し、自立自立の習慣を馴致して責任を盡し、規律を重んじ節制を守り、協同を尙び且つ命令に服従するの氣風を作興し、身体を強壯にし志氣を鼓舞し、更に堅忍敢爲の精神を涵養するのであります。

三、軍隊教育と學校教練との差異を述べよ

軍隊教育の目的は軍人及軍隊を訓練して、戦争の任に當らしむるに在りて、全く戦争を目的として訓練するものなるも、學校教練は將來國民の中堅たるべき、學生生徒の心身を鍛鍊して其資質を向上するに在る。引いては之が國防能力を増進する。即ち心身鍛鍊が主にして、國防能力の養成は其副産物たるに過ぎないのであります。

四、教練を如何に活用して其の目的を達成するか

教練は心身の鍛鍊修養を圖るべき實踐的教課目であつて、教練に依つて修練した有形無形上の收穫は日常の行爲に活用せられて始めて其目的が達成せられるのであります。

五、教練振作の實證に就て述べよ

集禮は嚴肅に行はれ集合は迅速にして且つ靜肅で規律正しく、服裝や態度は端正であり、敬禮は正

しく言語は明確、校則や命令注意はよく守られ諸勤務は正確、同寮間に不良生徒なく、欠席、遅刻者の少き等は之れ教練振作の實證であります。

六、教練は校庭に於ける形式上の動作に局限せられる嫌あり例を上げて述べよ

教練實施の場合に於ては姿勢態度は良好にして、諸動作は正々確實に實施されるも、之に反し教室に於ては不行儀となり、他人と雑談し校外に出て、は更に放縱に流れ、又教練時に於ける隊伍は整然たるも、修學旅行の行動等は不規則に流る、は通弊である。斯くの如きはこれ教練の眞意を忘却して居るものと云へよう。されば學校教練を受くる者は教練の目的に稽へ、之を日常諸般の行爲に活用し、或は自己修學の上に、或は校風刷新の上に一大効果を發揚すべきであります。

七、心の鍛練とは如何なることか

君國愛國の精神、規律、服従、協同一致、犧牲的精神、責任感、機敏性、克己、忍耐、敢爲、節制等の精神を修養することあります。

八、軍紀の意義を述べよ

軍紀は軍隊の命脈である。戦線幾十里に亘り到る處境遇を異にし、且諸種の任務を有する幾萬の軍

隊をして上將帥より下一兵に至るまで脈絡一貫克く一定の方針に従ひ、衆心一致の行動に就かしめ得るもの即ち軍紀である。

軍紀の要素は服従に在り、全軍の將兵をして至誠上長に服従し、其命令を確守するを以て第二の天性たらしむるもの即ち軍紀振作の實證と説明せられて居ります。

九、服従は何故必要であるか

將來世に出て、仕事をなす場合、會社や銀行等に於て常に目上の人の命に従ふことの出来ぬものは忌嫌はれて直に放逐せられることは明瞭であります。如何程學問があり技術が勝れて居ても、長の命に従へぬものは絶対に其銀行や會社等に必要がないからであります。而して上長の命に従ふだけの元氣なきものは、亦人を使ふことが出来ぬものであります。

一〇、服従の精神は如何にして養はるゝか

すべて目上の人から命を受けたならば、必ず直に之に従ひ、喜んで速に之を實行することによりて養はれます。

一一、伊太利の「ムツソリニー」は規律を何と説明して居るか

規則は團體の最高道徳であると説明してゐます。

一二、伊太利の國を起した根本の理由は何であるか 國民全体が規律を守つたからであります。

一三、規律の精神を養ふ爲平素如何なる事に注意するか

服従の精神を充分に奮起し、校則を堅く守り、決して之に背かぬことに注意します。

例へば氣を着けの時は勿論休めの時でも許可なく話しをせぬこと。授業始めの號音は學校當局者の氣を着け集れの號令と考へ、全校一齊に靜肅に教室に入り、着席して平素教育せる節度の精神を以て、規律整然たる下に教師を迎へること。授業中は自己の談笑がクラス全體の妨害となるが如き行爲をせざること。規定以外の服装をなさざること。規定以外の場所にて喫煙せざること。授業中其他學式等の場所に於て絶対に拍手、喧噪、野鄙に陥ることなきが如きこととあります。

一四、協同一致をなす爲自己の心掛を問ふ

各自全般の状況を考察し各々其職責を重んじ、一意任務の遂行に努力するの覺悟を必要とす。即ち吾人が各々其職責を全ふするこゝは、所謂協同一致の現はれてあつて、戰鬥の成果其他萬般の企圖

之によりて始めて達成せらるべきものであります。

一五、協同の精神は如何にして養はるゝか例を揚げて説明せよ

學校の往復途中其他の場合でも、學生にあるまじき動作や、制定された以外の服装を爲すと、自分の爲にも勿論大變悪いことではあるが、之が學校全体の風評を悪くすると云ふ大問題であることに着眼し、假令學校の教官や職員が見て居なくとも、充分精神を緊張して少しの欠點もない様に、全員が力を合して立派にやつて行く様な事に依て養はれるのであります。

一六、犠牲的精神とは如何

服従は軍紀を維持するの要道にして、高潔なる犠牲的精神の現はれである。即ち彈丸雨注の間尙克く身命を君國に獻け、一意上官の指揮に従ふに至るべきものであつて、此精神あつて始めてよく戦勝を期し得るものであります。

一七、犠牲的精神のこゝに就て聞いたことを話して見よ

昔或城攻めの際攻撃軍が夜間竊かに城中の敵を不意に夜襲する爲め、城に長い梯子を掛けて靜かに之を攀ち登つて居た際に、一人の武士が誤つて足場を失ひ高き梯子の上から堀の中に落ちたので

あります。本人は水泳術の名人であつたに拘らず、只の一言も聲を出さず又少しも泳ぐことをせずして其水中にて溺死してしまつたのであります。即ち之れが犠牲的精神でありまして、自分が音を立て、泳いで其音の爲めに城攻めの計畫が、全く敵の方に發見せられる様になると云ふことを考へ、自分の身を殺して城攻の成功を祈つたのであると云ふことを聞きました。

一八、責任感念とは何か

職務の存する所責任の自ら之に伴ふものでありますから、各職責に當るもの及臨時任務を受けたるものは、各々責務の存する所に鑑み、全力を傾注して之が遂行に勉めねばなりません。此の責任を遂行せんとする意志を責任觀念と云ふのであります。

一九、責任感念について歩哨の任務を立派に果した人の話を聞いたか

日露戦争の時福村與八一等卒は、二龍山の歩哨に立ち、朝から身も刺す如き非常な寒風が吹いて居た日に、折悪しく敵彈の爲め兩肘を射撃せられ、血は甚しく流れ、苦痛は極めて甚大でありました。然るに福村一等卒は兩耳兩眼が無事であるからと云つて任地を去らず、熱心に敵方を監視し其任務を盡して居りました。恰度其時巡察將校が其歩哨の處を通過せられましたので、此歩哨福村は勇ま

しく力ある聲で『誰か』と發聲しました。巡察將校は『味方將校何某』であると云ふことを告げ其歩哨に近づきましたが、其歩哨が銃を手から放して居るのを發見しました。巡察將校は驚きまして此歩哨に何故銃を手から放して居るかと聽きました。そこで福田は答へて申しますには『不幸にして兩肘を敵弾に射たれました銃を持つことが出来ません』と巡察將校は『何故に健康者と交代せぬか』と聞きますと『兩腕は折られました何等用を致しませぬが、兩耳兩眼が無事でありますから、監視哨の任務を盡す爲め敵方を監視して居りました』と答へました。巡察將校は此忠烈且犠牲的精神に富んだ福村一等卒の此言を聞いて感激し『速に後に下れ』と申しましたが『交代兵來る迄は下らぬ』と申して下りません。後又下るに至つた際も自己の任務を完全に果し、小哨の位置に至り立哨中の出來事を報しなければ、決して治療を受けなかつたと聽いて居ります。

二〇、此の福村與八の話しから何を學んだか

吾々は此福村與八の責任感念の強きことを學びました。

二一、此話により如何なる風に決心をなすべきである

吾々は福村一等卒の立派な動作を深く心に留めて、一度役目を命ぜられたならば、我身は假令碎け

ても足が飛んでも手が切れても、吾々の責任を果す爲めに自己の責任の重大なるを考へ、倒れて尙止まぬ犠牲的精神を決して忘れてはならぬと思ひます。

二二、最近に責任並犠牲的精神の話模範につき聽知して居れば説明せよ

昭和七年二月二十二日日支上海事變に際し、廟行鎮の我軍攻撃に當り、作江、北川、江ノ下の三名は、敵陣前の鐵條網破壊の任務を受け、幾何程手段を盡しても破壊不成功たりし此鐵條網を、我軍將來の戰爭上眞に重大なる關係を有する鐵條網破壊の切要を知り、自から鐵條網内に爆藥筒諸共に突進し、三名の自體は爆發と共に粉碎しましたが、此鐵條網は立派に破壊し突撃路は充分に開設せられました。我軍は此壯烈なる三勇士の努力により、完全に突撃を實行し全軍大成功の基礎となつたのであります。此の三名は爆彈三勇士として其勇名我國は勿論全世界に轟き、我大日本帝國國民忠烈の精神宇大に喧傳せられ感激の聲今に絶へませぬ。此の三勇士の身は廟行鎮に消ゆるとも、其名は永遠に消えませぬ。各々は此責任感念の旺盛なる又犠牲的感念の大きさを、永久の模範とせねばならぬと考へて居ります。

二三、「マラソン」のことについて何か責任感念の事を聽いたか

西歴前五十年(約二千四百年前)當時西部アジアの新興國ヘルシヤの王ダリウスは、次第に四隣を併呑して遂にギリシヤの植民地を犯した。日頃武勇を練つたギリシヤが、この屈辱に甘んずる筈はない、直ちに大軍を送つて先づベルシヤ軍を退けた。力を頼めるダリウス王は、激怒の下に新たに十一萬の大軍を以て忽ち海を渡つてギリシヤの本土マラソンの原に剋到した。首府アテネは急をスバルタに告げたが、そのスバルタの援軍の來る前にアテネの市民は僅か一萬の軍勢を以つて、ベルシヤの十一萬の大軍を破つてゐた。其時一人の兵卒其戰場を去る四十『キロメートル』の地にある『アゼン』まで、其戰に勝利を得たと云ふ知らせを傳達すべき役目を持つて居たので、此兵卒は直に自分の任務の大なるを覺り、大に責任を感じ此捷報を成るべく早く『アゼン』の地に知らそうと一回も休憩することなく、全力を込めて走りに走つて遂に其目的地に到着、大に最後の聲を張り上げて曰はく『アテネは勝つたぞ!』と、此報告終るや疲勞其極に達し、遂に其場に倒れてしまつた此兵卒は實に勇敢で又自己の責任觀念の重い眞に、立派な行ひを爲したのであります。アテネの市民は感喜と感謝の絶頂に甦つた。無名の士は死んだが、美しいエピソードは永へに、歴史のページを飾つてゐるのであります。此れを記念して今日のマラソン競争と稱し、長距離の競争を獎勵する

に至つたのであると聽いて居ります。

二四、機敏性の精神を修養するには如何にするか

常に精神を緊張し、總て動作を敏活ならしむることに注意し、なるべく短時間に最大の仕事を達成する如く考へ、此國家經濟の難關を切り抜けると云ふ精神が必要であります。

二五、例を舉げて説明せよ

例へば頭を左右に向くる時も、手を上に舉げる時も、分(小)隊長が其定位置につく時も、又他に位置を轉する時も此機敏性の養成なることを考へ、最も敏速に實施せねばならぬ。而してかゝる敏速の動作は極度の精神の緊張がなければ、其完全を期し難きを知得せねばならないのであります。

二六、敢爲の精神は如何にして養はるゝか

如何なることに遭遇するも決して恐れず沈着し、斷然思ひ切つて動作し、而も之を敏活に決行することによつて養はれます。

二七、例を舉げて話せ

指揮官たることを命せられたならば、自己の責任の重大なるを自覺して、思ひ切つた號令で遲疑す

ることなく活潑に指揮し、列中に不良なるものあれば遠慮することなく、直に之を矯正し、注意して決して下を見たり、頭をかいたり、恥かしそうな顔をしたりしてぐづ／＼しないこととあります

二八、節制は如何にして養はるゝか

總て慾を制し、自分の誤つた出來心を壓さへつけることに依つて養はれます。

二九、例を擧げて説明せよ

授業時間の鈴音を聞いたなら、假令寒くて火にあたつて居ても、直に之を捨て、時間に遅れぬ様にするこゝとや、學校で定められた服装以外の立派なものが着たくとも、之れを制して決して之に背かぬこゝとや、不良の喫茶店「カフェー」等に入りたい様な出來心が起きても、斷乎として之を制し一切親や親戚の金を費はぬと云ふことに着目し、光輝ある前途に向ひ直進するが如き美しい心を申すのであります。

三〇、團體的感念を養ふには如何するか

常に自分を犠牲にして其團體の爲めに、全力を以て努力することとあります。

三一、例を擧げて説明せよ

自分の行爲が多人の迷惑となることは斷然之を制するとか、自分が不良の服装や態度動作をすれば自己のクラス全体の成績を悪くすることを考へ注意するとかであります。要するに各人が自分に例外を設くることなく、團體全員が皆此點に注意し、自分一名の動作が全團に及ぼすことを考へる様なこゝとであります。

三二、團體的精神とは如何なることを云ふか

團體的精神とは自分の關係して居る團體を根本に考へ、且つ之を愛する精神を云ふのであります。

三三、例を擧げて説明して見よ

家を愛する愛家心、學校を愛する愛校心、國を愛する愛國心等が之れであります。

第二章

兵役

第一節 一般兵役

我國兵役法ノ根本精神ヲ述ベヨ

明治維新に關し諸般の改革と共に我國軍の諸制度も亦大に改革せられ、同五年徵兵令の發布と共に帝國臣民は一般兵役に服する義務を負擔するに至つて、茲に昔の様な學國皆兵の制度に復し、殊に明治二十二年帝國憲法の發布は我が國軍編成の基礎を確實にし、今では戶籍法の適用を受くる男子にして滿十七歳より滿四十歳の者は上下貧富の差別なく、齊しく此の至高なる義務を負擔して、國民の本分を盡し一意奉公の任に當るの名譽を荷ふこと、なり、苟も帝國の男子たらんものは兵役の義務を盡す上に於て、彼此厚薄輕重の差を見ない様になつたのである。徵兵に於て其の規定する事項中其の根本主義とし、其神髓とするものは即ち左の三項目である。

- (1) 國民皆兵
- (2) 兵役は國民至高の名譽義務にして又國民の公權であること
- (3) 兵役義務の均等であること

國民皆兵の説明をせよ

兵役は憲法二十條（日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す）に基き制定せられたもので、兵役法第一條に於て（帝國臣民たる男子は本法の定むる所に依り兵役に服す）としあり。又同法第九條に第二國民兵役は戶籍の適用を受くる者にして、常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる年齢十七歳より四十年迄の者之に服すと規定し、國民皆兵の制を明にしてあることを忘れてはならない。

兵役は國民至重の名譽義務にして又國民の公權であることを説明せよ

兵役と納税とは國民の二大義務なることは、憲法第二十條第二十一條の定むる所である。臣民の義務として盡すべきものは是等二、三に止まらざるに拘はらず、憲法に於て兵役税の二者に限り特に之を宣明せられたる所以のものは、臣民の義務中特に重大のものであるからである。而して兵役義

務は納税義務に比し更に重大である。即ち兵役は實に國民が持つて居る忠君愛國の精神に發し、身命を捨て、君國を守ると云ふ崇高なる義務であつて、此の義務は代人又は物質上何ものを以てするも、之に換ふることを許さざる性質のものである。

國民の二大義務中、兵役を以て憲法の最初に示されてあるのは誠に故あることである。而して兵役は此の如く國民の最高且榮譽の義務なると共に、又國民の重大なる公權の一である。兵役法第四條に於て『六年の徴役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は兵役に服することを許さず』と定めてあるから、之を見ても兵役は名譽の義務であると共に、良民が受け得る公權であることが理解せられるであらう。

兵役義務の均等に就て述べよ

舉國皆兵を以て建軍の本旨とし、兵役を以て國民の義務と爲すに於ては、負擔は平等均一でなければならぬ。之れが徴兵令の精神である。即ち男子たるものは上下貧富の差なく、均しく此の義務を負はねばならぬものであるから、此義務を盡すに於て彼此厚薄輕重はないのである。義務として其の重きを知ると共に、權利として又其の重きを念ひ、以て此の精神を徹底せしめねばならぬ。従つ

て徴兵令は終始此の主義を以て一貫するのである。然しながら、軍備には自ら一定の限界があるから、服役壯丁を限定し多數の國民に代つて其任に當らしめるのである。之れが抽籤に依る徵集法を設け義務の公平を支持する譯である。幹部候補生其他の志願兵、短期現役兵、徵集延期、徵集免除等の制はあるが之等は皆、國軍組成上特別の必要や經濟、教育、其他家事上等の顧慮に依るもので己むを得ない者に對する、服役上の特別であるに過ぎないことを忘れてはならぬ。

兵役の種類、服役年限及役務を述べよ

全兵役の服務年限を十七年より四十年として、之を左の如く區別してあります。

補	兵役區分		服役年限		役務
	常備	現役	陸軍	海軍	
後備兵役	豫備役	五年四月	四年	現役トシテ軍隊ニ徵集セラタル者之ニ服ス	海軍志願兵ハ五年
補充兵役	現役	二年	三年	現役トシテ軍隊ニ徵集セラタル者之ニ服ス	海軍志願兵ハ五年
補充兵役	現役	十二年	一年	現役ニ適スルモノニテ其年ノ所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中	所要ノ人員之ニ服ス

在學の爲めの徴集延期に就ては如何に定められあるや

中學校又は之と同等以上の學校に在學する者本人の願に依り左の如く徴集を延期されます。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 一、中學校程度 | 二十二年迄 |
| 二、高等 <small>専門</small> 學校程度 | 二十五年迄 |
| 三、大學々部 | 二十七年迄 |

初めて徴集延期を願はんとする者の手續方法を問ふ

在學の爲の徴集延期を願はうとする者は、最初の年は本籍地の聯隊區徴兵官に宛てた、在學徴集延期願に在學する學校長の在學證明書を添へて、四月十五日迄に本籍地の市町村長に到着する様に差出すのであります。

四月十五日迄に入學の許否が決定してゐない爲に、在學證明書を差出すことの出来ない者は如何するか

四月十五日迄に在學證明書を差出し難き者は、在學徴集延期願に其の旨を附記し（此の場合は様式

中の「入學年月日」の如き記入し得ざる事項は空欄のまゝ、て差支ない）在學徴集延期願丈けを四月十五日迄に出して置いて、在學證明書は五月十五日迄に差出せばよいのであります。

在學徴集延期願の許可の効力は何年か

右の願が許可されると聯隊區徴兵官より徴集延期證書を下附されますが、此の許可の効力は一年限りのものであります。

在學徴兵延期を許可された者翌年も引續き徴集を延期せられ様と思へば如何するか

引續き延期を願はんとする時は、毎年新に在學證明書の交付を受けて、之れを本籍地の聯隊區徴兵官に宛て、四月十五日迄に本籍地の市町村長に到着する様に差出さねばなりません。即ち二年目からは在學證明書だけを差出せばよいので、願書を差出す必要はないのであります。

徴兵延期の許可を受けて居る者が延期の事由が一時止んだ場合は如何するか

延期の事由が止んだ場合には（卒業者は卒業の日より）十四日以内に書面を以て、本籍地の市町村長を経て本籍地の聯隊區徴兵官に、別紙様式に依り一時事故止届を出さねばなりません。

卒業校他の學校に入學する場合の徴兵延期手續きは如何するか

考 備	<p>何年何月何日ヲ以テ兵役法第四十一條ニ依リ徵集延期ノ事由止 ミタルニ付及届出候也</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>本籍地 府縣郡市區町村字番地 本人 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">何聯隊區徵兵官殿</p> <p>在學徵集延期ヲ許可セラレタルモノ其事由止ミタルトキ十 四日以内ニ市町村長ニ届出スモノトス</p>
--------	--

(用紙適宜)

考 備	<p>一、本人 氏名及出生年月日 二、本籍地 府縣郡市區町村字番地 三、現住地 何々 四、在學スル學校 何學校第 學年 五、入學年月日 何年何月何日 右之通在學中ニ付兵役法第四十一條第一項ニ依リ徵集延期相成 度候也</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本人 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">何聯隊區徵兵官殿</p> <p>一 四月十五日迄ニ學校長ノ在學證明書ヲ添付シ本籍地ノ市 町村長ニ提出スルコト證明書ヲ添付シキハ其旨ヲ 附記シ出願シ置キ五月十五日迄ニ證明書ヲ送付スヘシ 二 在學徵集延期ヲ許可セラレアル者前年ニ引續キ在學徵集 延期ヲ願ハントスルトキハ四月十五日迄ニ在學スル學校 長ノ在學證明書ノミ本籍地ノ市町村長ニ提出スルモノト ス</p>
--------	---

(用紙適宜)

考 備	<p>一ノ學校ヲ卒業シ六月以内ニ他ノ學校ニ入學スルモノハ 其ノ間尙徵兵延期ノ事由ガ繼續スルモノト看做サレルガ 此ノ場合ニハ四月十五日迄ニ一時事故止届ヲ差出シテ置 イテ入學ノ日カテ十四日以内ニ更ニ在學徵集延期願ト在 學證明書トヲ差出サナクテレバナリマセン</p> <p>二 四月十五日迄ニ既ニ他ノ學校ニ入學シテ其ノ學校ノ在學 證明書ヲ差出シ得ル者ハ一時事故止延期届ヲ出サスニ直 チニ在學徵集延期願ニ新學校ノ在學證明書及前學校ノ卒 業證明書ヲ添ヘテ出セハヨイ</p>
--------	---

考 備	<p style="text-align: center;">一 一時事故止届</p> <p>一、本人 二、本籍地 三、現住地 四、卒業學校名及卒業年月日 五、入學希望學校、入學試驗期日、豫定入學期日</p> <p>右、一時事故止ミタルニ付及届出候也</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本人 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">何聯隊區徵兵官殿</p>
--------	--

(用紙適宜)

第三節 徴兵検査受検及入營

徴兵検査は本籍地以外の徴募區にて受検されるや

徴兵検査は受検者の本籍の在る徴募區で行ふのが本則であります。が身体検査だけは本籍所在の徴募區以外の地て之を行ふ事が出来るのであります。

寄留地及朝鮮、臺灣等に在留する者は如何するや

本籍所在の徴募區以外の地に寄留する者は、寄留地所在の徴募區で朝鮮、臺灣等に在留する者は其の附近の検査場で身体検査を受ける事が出来ます。

本籍所在の徴募區徴兵署が閉鎖された後、七月三十一日迄の間に身体検査を行ふことを要する者あつた時は如何するか

徴兵検査期間四月十六日より七月三十一日迄の間に、身体検査を行ふことを要する者あつたとき、既に徴募區に於ける聯隊區徴兵署閉鎖前に在りては、聯隊區内便宜の聯隊區徴兵署に於て、閉鎖後に在りては師團長の指定したる師團内便宜の聯隊區徴兵署に於て身体検査を受けることが出来ます。

學生として如何なる場合の者か述べよ

- 1 徴集を延期せられたる者で在學の事由が止んだ者。
- 2 身体検査を終りたる徴兵區に轉籍したる者。
- 3 學生が國際的体育競技に出場する爲に、四月の初めから八月の初めに掛けて外國に赴くと云ふ様な者。

寄留地所在の徴募區に於て徴兵身体検査受検する者の手續を問ふ

本籍所在の徴募區外の寄留地にて、身体検査を受け様とする者は、検査を受くべき年の一月三十一日迄に到着する様に、寄留地の兵事官支廳長又は市長に宛てた、寄留地受検通常願を寄留地の市町村長に差出すのであります。(様式別紙の通り)

右願を出すに何か通知があるか

此の願は必ず許可せられ、寄留地の市町村長から身体検査通達書を交付されます。

通達書には受検の爲出頭すべき場所、日時、其他必要の注意事項が記載されて居るから、よく其の指定に従つて徴兵署に出頭せねばなりません。其の出頭の際には學業其他職業に關する卒業又

は修業證書教練合格證明書を携行するのであります。

一月三十一日迄に寄留地受檢通常願を差出すことが出来なかつた場合は如何するか

臨時願をせなければならなくなつた事由を市町村長に申出て、寄留地受檢臨時願を寄留地受檢通常願に準じて差出します

寄留地受檢臨時願を差出せば必ず許可されるか

此の願は必ず許可されるとは限らぬ、市町村長が臨時願を爲す事由を尤もだと是認し且つ聯隊區徵兵官が寄留地の検査施行に妨げなしと認めた場合に許可されるのであります。

寄留地受檢許可を受けた後寄留換をなした時に新寄留地で身体検査を受けることが出来るや、其の手續を問ふ

寄留地受檢の許可を受けたる者で寄留換をなし、新寄留地の徵募區で身体検査を受くることを希望する者は、一月三十一日迄に新寄留地の兵事官、支廳長又は市長に宛寄留換受檢願を新寄留地の市町村長に差出すことが出来ます。此の願も寄留地臨時願と同様の理由で必ず許可をされるとは限りません。

寄留地で身体検査を受ける許可を受けて後本籍地で徵兵検査を受け様とするときに如何するか

寄留地受檢の許可を受けた者が本籍地で徵兵検査を受け様とするときは、寄留地の兵事官支廳長又は市町に宛寄留地受檢取消の願書を成るべく、早く寄留地の市町村長に差出すことが出来ます。

此の願も必ず許可せられるとは限りません。

在留地で徵兵身体検査を受ける場合の手續を問ふ

朝鮮（江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、間島）（第十九師團長）其他は第二十師團長
臺灣廈門（臺灣軍司令官）關東州、滿洲國（關東軍司令官）天津、濟南、芝罘、青島（文那駐屯軍司令官）上海、漢口（第十二師團長）に於て、身体検査を受けんとする者は在留地検査願を三月三十一日迄に在留地徵兵事務官に差出すのであります。

在留地徵兵事務官とは誰か

朝鮮及南滿洲鐵道附屬地に在りては警察署長、臺灣にありては廳長、郡守又は市尹、關東州に在ては民政署長、其他の地域に在りては滿洲國、天津、濟南、芝罘、青島、上海、漢口又は廈門在勤の帝國領事官を謂ふのであります。

寄留地受檢通常願	
<p>本年左記寄留地所在ノ徵募區ニ於テ徵兵身體檢査受檢致度候間御許可相成度候也</p> <p>左記</p> <p>府縣郡市區町村字番地</p> <p>本籍地 府縣郡市區町村字番地</p> <p>月主 甚長(二)男「兄弟」本月主ナルトキハ月主ト記入</p> <p>本人 氏 名 印</p> <p>年 月 日 生</p> <p>何府縣兵事官何支廳長何市區長殿</p>	<p>本年左記寄留地所在ノ徵募區ニ於テ徵兵身體檢査受檢致度候間可セラレ居候處寄留換致候ニ付左記新寄留地所在ノ徵募區ニ於テ受檢致度候間御許可相成候也</p> <p>左記</p> <p>新寄留地 府縣郡市區町村字番地</p> <p>舊寄留地 何々</p> <p>本籍地 何々</p> <p>月主 甚長(二)男「兄弟」本人月主ナルトキハ月主ト記入スヘシ</p> <p>本人 氏 名 印</p> <p>何府縣兵事官(何廳長何市區長)殿</p>
寄留地受檢臨時願	
<p>本籍所在ノ徵募區以外ノ寄留地ニ於テ身體檢査ヲ受ケントスル者ニシテ一月三十一日迄ニ寄留地受檢通常願ヲ差出スコト能ハサリシ者ハ寄留地受檢通常願ニ準シ其ノ事由ヲ市町村長ニ申出スヘシ</p>	<p>本籍所在ノ徵募區以外ノ寄留地ニ於テ身體檢査ヲ受ケントスル者ニシテ一月三十一日迄ニ寄留地受檢通常願ヲ差出スコト能ハサリシ者ハ寄留地受檢通常願ニ準シ其ノ事由ヲ市町村長ニ申出スヘシ</p>

(用紙適宜)

寄留換受檢願	
<p>本年左記舊寄留地所在ノ徵募區ニ於テ徵兵身體檢査受檢ノ儀許可セラレ居候處寄留換致候ニ付左記新寄留地所在ノ徵募區ニ於テ受檢致度候間御許可相成候也</p> <p>左記</p> <p>新寄留地 府縣郡市區町村字番地</p> <p>舊寄留地 何々</p> <p>本籍地 何々</p> <p>月主 甚長(二)男「兄弟」本人月主ナルトキハ月主ト記入スヘシ</p> <p>本人 氏 名 印</p> <p>何府縣兵事官(何廳長何市區長)殿</p>	<p>寄留地受檢ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ寄留換ヲ爲シ新寄留地徵募區ニ於テ身體檢査ヲ受ケントスル者ハ一月三十一日迄ニ寄留地ノ兵事官支廳長又ハ市長ニ宛テ新寄留地ノ市町村長ニ差出スコトヲ得</p>

(用紙適宜)

考	<p>受檢取消願ヲ寄留地ノ市町村長ニ成ルベク早ク差出スモノ ハントスル者ハ寄留地ノ兵事官支廳長又ハ市長ニ宛寄留地 寄留地受檢ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ其ノ許可ノ取消ヲ願 トス</p>
備	<p>何府縣兵事官(何廳長何市長)殿</p>
<p>本年左記寄留地所在ノ徵募區ニ於テ徵兵身体検査受檢ノ儀許可 セラレ居候處本籍地ニ於テ受檢致度候間右許可取消相成度候也</p>	
<p>左記</p>	
<p>府縣郡市區町村字番地</p>	
<p>本籍地 府縣郡市區町村字番地</p>	
<p>月主 某長(二男)兄弟(本人月主ナレハ月 主 某長)主ト記入スルコト</p>	
<p>年 月 日 本人氏名印</p>	

(用紙適宜)

考	<p>一、朝鮮、臺灣、厦門、關東洲、滿洲國、天津、濟南、芝 罘、青島、上海、漢口ニ於テ身体検査ヲ受ケントスル者 ハ在留地検査願ヲ三月三十一日迄ニ在留地徵兵事務官ニ 差出スヘシ在留地徵兵事務官トハ朝鮮及南滿洲鐵道附屬 地ニ在リテハ警察署長、臺灣ニ在リテハ廳長、郡守又ハ 市尹、關東洲ニ在リテハ民政署長、其他ノ地域ニ在リテ ハ滿洲國、天津、濟南、芝罘、青島、上海、漢口又ハ厦 門在動テ帝國領事官ヲ謂フ</p> <p>二、期日迄ニ願書提出出來サル者ハ本人本籍地ノ徵兵検査 一月前迄ハ許可セラレコトアリ</p> <p>三、在留地検査ハ概ネ五月中旬ヨリ六月三十日迄ノ間ニ行 ハルヲ例トス</p>
備	<p>在留地徵兵事務官何官(職)殿</p>
<p>右在留地ニ於テ徵兵身体検査受檢致度候ニ付御許可相成度候也</p>	
<p>本籍地 府縣郡市區町村字番地</p>	
<p>在留地 何々 詳細ニ記入スルコト</p>	
<p>月主 「長(二男)兄弟」本人月主ノトキハ 月主ト記入</p>	
<p>氏名 年 月 日 生</p>	
<p>本人氏名印</p>	

(用紙適宜)

陸海軍現役兵入退營の期日を問ふ

陸海軍現役兵入退營期日表

陸海軍現役兵入退營の期日を問ふ		陸海軍現役兵入退營期日表	
區	分	入營期日	
		徵集年ノ	入營年ノ
近衛師團	步兵	徵集年ノ十二月一日ノ	入營年ノ翌々年五月三十一日
	其他種ノ兵	其ノ他ノ者	入營年ノ翌々年十月二十日
第一乃至第十二師團、第十四、第十六師團、臺灣軍、旅順重砲兵大隊	步兵	在營一年ノ六ヶ月ノ者	入營年ノ翌年十一月三十日
	其他種ノ兵	其他ノ者	入營年ノ翌年七月九日
第十九、第二十師團、飛行第六第九聯隊	步兵	在營一年ノ六ヶ月ノ者	入營年ノ翌々年六月九日
	其他種ノ兵	其他ノ者	入營年ノ翌々年十月三十日
關東州又ハ滿洲國ニ在ル部隊(師團及旅順重砲兵大隊ヲ除ク)	各兵種	徵集年ノ三月一日ノ	別ニ定ムル所ニ依ル
	其他種ノ兵	徵集年ノ十二月十日ノ	

兵務特兵重輕		兵務特兵重輕		
第七師團	第二、第六、第八、第九、第十、第十一師團	近衛、第一、第三、第四、第五、第十二、第十四、第十六師團		
		第一期入營者	第二期入營者	
第七師團	第二、第六、第八、第九、第十、第十一師團	第一期入營者	徵集年ノ十二月一日ノ	入營年ノ翌年一月二十五日
		第二期入營者	徵集年ノ二月一日ノ	入營年ノ三月二十八日
		第三期入營者	〃	〃
		第四期入營者	〃	〃
		第五期入營者	〃	〃
		第六期入營者	〃	〃
		第一期入營者	〃	〃
		第二期入營者	〃	〃
		第三期入營者	〃	〃
		第四期入營者	〃	〃
		第五期入營者	〃	〃
		第六期入營者	〃	〃

海軍兵	陸軍衛生部ノ兵員			
	第七師團	各師團(第七、第十九、第二十師團ノ除ク)	關東軍	飛行第六、第九聯隊
後期入營兵	前期入營兵	看護兵	看護兵	磨工兵
〳 六月三十日	〳 八月一日	〳 九月一日	〳 三月一日	〳 二月十日
別ニ定ムル所ニ依ル	入營年ノ十月三十一日	入營年ノ十一月三十日	別ニ定ムル所ニ依ル	入營年ノ翌々年六月九日
				入營年ノ翌年七月九日

第四節 召集及簡閲点呼

大正三年十一月在郷軍人に賜りたる勅語を述べよ

朕惟ふに國防の完備は汝在郷軍人に待つもの洵に多し汝等戮力協心陸海一致して益々軍人精神を鍛錬し軍事能力を増進し郷にありては忠良なる臣民と爲り軍に従ひては國家の干城となり以て其本

分を盡さん事を期せよ

在郷軍人會の目的を述べよ

本會の目的は聖旨を奉體して軍人精神を鍛錬し軍事能力を増進すると共に社會の公益を圖り風紀を振作し、恒に國家の干城、國民の中堅なるの實を擧ぐるに在り。

召集の種類を擧げて之を簡單に説明せよ

- 1 充員召集 動員に方つて諸部隊の要員を充足する爲在郷軍人を召集するを謂ふ。
- 2 臨時召集 戦時又は事變に際し必要ある場合に臨時に在郷軍人を召集し若くは平時に警備其他の必要により歸休兵又は服役第一年次の豫備兵を召集するを謂ふ。
- 3 國民兵召集 戦時又は事變に際し國民兵を召集するを謂ふ。
- 4 演習召集 勤務演習の爲め在郷軍人を召集する。充員召集の演習をなす目的で充員召集の手續に準じ實施する演習召集を臨時演習召集と謂ふ。
- 5 教育召集 教育の爲第一補充兵を召集するを謂ふ。
- 6 補欠召集 在營兵の補欠を要するとき臨時歸休兵を召集するを謂ふ。

簡閱點呼の目的

豫備役、後備役の下士官、兵及第一補充兵を參會せしめて其一般の状態特に軍人精神及軍事教育保持の程度、軍事思想普及の程度、健康状態並に服務上の義務履行の確否等を査閲し之に所要の教訓を與へ以て在郷軍人をして其の本分を全ふせしむる如く之を指導するを目的とす。

奉公袋の中には如何なるものが準備されあるや

軍隊手牒、印鑑、勳章、紀章、被服梱包用材料、住所氏名札、貯金通帳、證書等を内容品とします

簡閱點呼の心得

(一) 簡閱點呼の參會回数及年次は如何に説明すべし

1 豫備役、後備役、下士官にありては通常一年置きに、次に示す起算の年より十二年に滿つる間に於て之を行なはる。

2 豫備役、後備役兵及第一補充兵(未だ教育せざる者を除く)に在りては、其の服役間を通じ五回とし、通常一年置きに行なはる。

3 未だ教育せざる第一補充兵(戦時輻卒隊に於て勤務したる補充兵役、輻重兵特務兵、各兵科兵にして在隊三箇月に滿たず現役より補充兵役に轉じたる者及教育召集應召者にして、教育終了前召集を解除せられたる者を含む)

む)に在りては其の服役間を通じ四回とし、通常二年置きとす。

前項の執行年次は左の各號の年を執行の第一年次として計算す。

1 下士官(志願に依らずして下士官に任官したる者及幹部候補生出身の者を除く)に在りては任官年の翌年。

2 幹部候補生出身の下士官に在りては徵集年の翌年。

3 兵及志願に依らずして兵より下士官に任官したる者に在りては徵集年の翌年。

(二) 右の外簡閱點呼を執行せらるゝ事はないか

軍事上必要あるときは右の規定に拘らず、簡閱點呼を執行せらるゝことある。

(三) 事故に因り簡閱點呼に參會せざりし者は如何せらるゝか

疾病、其他の事故に因り簡閱點呼に參會せざる者(簡閱點呼を免除せられたる者を除く)は前條規定の回数範圍内に於て、聯隊區司令官は適宜の年に參會せしめるのである。

(四) 右に該當する者は簡閱點呼に參會せしむることなし、項目を擧げて説明せよ

1 幹部候補生出身の豫備役士官に任ぜらるゝ資格を具へたる者。

2 其の年に教育召集に召集せらるべき者。

3 充員召集、臨時召集、教育召集、又は補欠召集の解除(應召當日の歸郷を含む)歸休、現役又は就職滿期等に依り陸軍部隊より歸郷したる者及演習召集に召集せらるべき者(其の年のみ)

在郷軍人に於て寄留地に在る者は寄留地に於て、簡閱點呼を受くる事が出来るか。出来るならば其の手續は如何に

すればよいか。

寄留地に於て簡閱點呼を受けんとする者は、毎年三月三十一日迄に寄留地の聯隊區司令官に宛て市長又は町村長及警察署長を經由し左の様式の願書を差出し許可を受けるのである。

寄留地簡閱點呼參會願

寄留地 府縣郡市町村字番地

本籍地 何々

徴兵年(下士官に在りては役種編入年) 役種兵役官 等級 氏名

右本年寄留地に於て簡閱點呼に參會致度候問御許可相成度及願出候也

年 月 日

右 氏

名 印

何聯隊區司令官殿

(五) 三月三十一日迄に前項の願を爲し得ざりし者は如何にすべきか

願出期日後寄留地に於て簡閱點呼を受けんとする者は、情を具し本籍地及寄留地の市町村に於ける簡閱點呼執行

期日より各二十日(本籍地の聯隊區内に於て簡閱點呼を受けんとする者は七日)前迄に、前述の願に準じ願出を爲す事が出来る。(注意 此願は許可せられざるこがある)

(六) 寄留地に於ける簡閱點呼の參會を許可せられたるものにして、寄留換を爲し、新寄留地に於て簡閱點呼を受けんとする者は如何にすべきか

前に許可を受けたる事を證明すべき書類を添へ、新寄留地の聯隊區司令官に宛てたる前記の様式に依る願書を、新寄留地の市長又は町村長及警察署長を經由して願出づる事が出来ます。

(注意) 之の場合新たに許可を受けたるときは前寄留地の聯隊區司令官の許可は効力を失ふものとす。

(七) 寄留地に於て簡閱點呼の參會を許可せられたる者は其の許可の取消を願はんとする時は如何にすべきか
寄留地に於て簡閱點呼の參會を許可せられたるもの、其の許可の取消を願はんとするものは、寄留地の聯隊區司令官に宛てたる左の様式の願書を、寄留地の市長又は町村長及警察署長を經由して差出し許可を受けるのである
右の願は本籍地に於て參會せしめ得る者に限り許可せらる。

(用紙適宜)

寄留地簡閱點呼參會許可取消願

寄留地 府縣郡市町村字番地

本籍地 何々

徵集年 (下士官に在りては役種編入年) 役種官等級 氏名

取消の事由 寄留換(本籍地復歸)

右寄留地ニ於ケル本年度簡閱點呼參會許可取消相成度及願出候也

年月日 右 氏 名印

何聯隊區司令官殿

(八) 避くべからざる事故に因り簡閱點呼に參會爲し難き者は如何にすべきか

豫備役、後備役の下士官兵又は第一補充兵にして、避くべからざる事故に因り簡閱點呼の延期を願出づることが出来る。其の手續は其の事實を證明し、市長又は町村長及警察署長を経由し、本籍地の聯隊區司令官に願出で、許可を受ければよい。但し願書に本籍地の市町村長又は關係ある官公署の長の證明書を添附するのである。

簡閱點呼延期願

用紙適宜

本籍地 府縣市町村字番地 徵集年 (下士官に在りては豫備編入年) 役種官等級 氏名

何年度簡閱點呼に參會セシメラルベキ處(簡閱點呼ニ參會ヲ命セラレ候處) 別紙(左記)理由ニ依リ 何年月日ニ至ル間簡閱點呼ノ延期許可相成度別紙市町村長ノ證明書相添へ此段願出候也

右 氏 名印

何聯隊區司令官殿

注意

- 一、點呼令狀受領後ナルトキハ點呼場到着日時ヲ明記スベシ
- 二、寄留地參會ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ本籍地市町村ニ代へ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添付スベシ

(九) 陸軍現役將校の配屬せられたる學校の生徒にして、其の學校の配屬將校に於て行なはる、簡閱點呼を受けんとするものは如何にするか

遅くも其の年の三月三十一日迄に其の旨其の學校の配屬將校に左記事項ミミもに届出づればよい。但し新たに入校したる等の關係にて三月三十一日以後に於て其の配屬將校の行ふ簡閱點呼を受くる希望を有する者は、成るべく速かに前項の手續を爲すものとす。

本籍地、寄留地、徵集年、役種、兵種、等級、氏名

(一〇) 簡閱點呼に參會すべき者にして、避くべからざる事故に因り、參會期日の變更を願ふ事が出来得るや。得る

こせは其の手續は如何すればよいか

參會し得る同一聯隊區内に於て、避くべからざる事故に因り、參會期日の變更を願出でんとする者は聯隊區司令官（寄留地に於て參會すべき許可を受けたる者に在りては寄留地の聯隊區司令官）に宛てたる、左の様式の願書を市町村長（寄留地に於て參會すべき許可を受けたる者に在りては寄留地の市町村長）に差出す。但指令なき時は指定の日時に參會すべきものとす。

簡閱點呼參會期日變更願

(用紙適宜)

本籍地（寄留地） 府縣郡市町村字番地
 參會ヲ命セラレタル 點呼場 何々
 希望スル參會 點呼場 何々
 月 日 月 日
 役種兵種官等級 氏 名
 右簡閱點呼參會ヲ命セラレ候處別紙理由ニ依リ左記希望ノ如ク參會期日變更許可相成度此段及願出候他

年 月 日

右 氏

名 印

何聯隊區司令官殿

注意 希望スル參會日及點呼場ニ數種アルトキハ之ヲ列記スルモ妨ナシ

(一一)簡閱點呼の令狀又は參會の通知を受けたるものにして、避くべからざる事故に因り、參會する事能はざる者は如何なる手續をすればよいか

疾病、犯罪、所在不明、其他避くべからざる事故に因り、參會する事能はざるものは、本人又本人に代り令狀を受けたる者より參會期日時迄に、聯隊區司令官に宛てたる左の様式の届書を、本籍地市町村長（寄留地に於て參會すべき許可を受けたる者に在りては寄留地の市町村長）に差出す。疾病に係るときは醫師の診斷書を、犯罪、所在不明等に係るときは、憲兵又は警察官吏の證明書を添附するものである。

(注意)右の手續に違反したるものは拘留又は科料に處せらる。疾病の場合の様式

何々ノ爲簡閱點呼不參届

(用紙適宜)

到着日時 何年何月何日午前何時
点呼場 何々々
本籍地 府縣郡市町村字番地

徵集年役種官等級 氏

名

右何々ノ爲簡閱点呼ニ參會スルコト能ハズ候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及届出候也

年 月 日

右 氏

名 印

何聯隊區司令官殿

(一二)簡閱点呼に參會すべき者如何なる事故ある場合不參を願出づる事が出来るか
左の各號の一に該當する事故あるときは簡閱点呼の不參を願出づる事が出来る。

- (1) 本人の直系尊屬妻子、死亡したるとき又は重態なるとき。
 - (2) 本人の同一戸籍内に在る者死亡し本人に依るに非ざれば終始末を爲す者なきとき。
 - (3) 簡閱点呼參會に際し同一戸籍内に在る者重態にして、本人に依るに非ざれば他に看護を爲す者なきとき。
 - (4) 本人住家の火災、流失又は倒壊其他重大なる災害を蒙り本人に依るに非ざれば後始末を爲す者なきとき。
- (一三)前項に依り不參を願出んとする者は如何なる手續をなせばよいか

聯隊區司令官(寄留地に於て參會すべき許可を受けたる者に在りては寄留地の聯隊區司令官)に宛たを左記願書(令狀を添へ)市町村長(寄留地に於て參會すべき許可を受けたる者に在りては寄留地の市町村長)に差出す。但し直系尊屬妻子又は同一戸籍内に在る者の重態に係るときは醫師の診斷書を、其の他に係るときは市町村長(寄留地に於て參會を許可せられたる者に在りては寄留地の市町村長)憲兵又は警察官吏の證明書を添附するのである。

(注意) 不參を願出たる者と雖も別に指令なきときは指定の日時に參會するものとす。

簡閱点呼不參願

(用紙適宜)

參會日時 何年何月何日午前何時

点呼場 何々々

不參ノ事由 父某死亡母(某危篤等)

本籍地 府縣郡市町村字番地

役種官等級 氏 名

右簡閱点呼ヲ命セラレ候處何々ニ依リ不參許可相成度別紙醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也

年 月 日

右 氏

名 印

何聯隊區司令官殿

- (一四) 簡閱点呼に遅参したる者は如何にせらるゝか
 執行官に於て点呼の目的を達せずと認められたる場合は他の点呼場に参會を命ぜらるゝことがある。但し遅刻の事由特に已むを得ずと認むべき者にありては此の限りにあらず。
- (一五) 正當の事由なくして簡閱点呼に参會せざる者は如何になるか
 五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處せらるゝのである。
- (一六) 簡閱点呼参會者の服装は如何
 軍服を所持する者は努めて之を着用し之を所持せざる者には、實素にして且端正を害せざる程度に於て敏活なる動作に支障なきものを着用するのである。
- (一七) 簡閱点呼を執行せらるゝに際し實施せらるべき事項は如何
 呼名点檢、勅諭及勅語の奉讀、講演、學科及術科、訓示等に就て執行せらる。
- (一八) 呼名点檢の場合参會者は如何にすればよいか
 執行官自己の前に到りたるとき二歩前進し敬禮し、自己の役種、官等級、氏名(末だ教育せざる補充兵にありては役種、兵種、氏名)を唱へ、執行官自己の面前を去りたる後、他の指定の場所に到るのである。
 参會者多きときは二名又は三名宛前進せしめらる事あり。之の場合に於ても敬禮及氏名等の申告は一名宛爲すものとす。

第三章

幹部候補生制度及出願手續

- 一、幹部候補生制度の改正の根本方針
- 1 豫後備役幹部の素質を向上し、以て有事の際に於ける軍の戰鬥能力の刷新を主眼とし、併せて學校教練を振作し、國民中堅階級の心身鍛鍊の向上を期すこと。
 - 2 之が爲、先づ現役兵として徴集し、在營三月後軍所要の人員を採用し、且納金制度を廢止し、所謂官費を以て之を養成すること。
 - 3 幹部候補生を志願し得る者は本人修學間最終學級迄學校教練を修業し、且其の檢定に合格したる者なること。
 - 4 幹部候補生志願者は一般現役兵として入營し、三ヶ月後に選抜考査を受け、其成績甲種なるものは豫備役士官に乙種なるものは豫備役下士官の補充に當てられること。但し爾後の成績如何により此裁決は變更さるゝことあり。

5 任官資格は銓衡會議可決の召集成績によりて其資格を附與せらるゝこと。

二、幹部候補生取扱に就て詳細に述べよ。

1 幹部候補生志願者は入營後三ヶ月間は一般兵と共に教育訓練され、三ヶ月の後檢定試験を行ひ合格者を幹部候補生に採用されます。

2 幹部候補生に對しては採用の後直に一等兵（衛生部ハ一等看護兵）の階級を與へられます。

3 幹部候補生採用後概ね三月の後左の如く區分せられます。

一、豫備役士官たるべき幹部候補生（甲種幹部候補生と稱す）

二、豫備役下士官たるべき幹部候補生（乙種幹部候補生と稱す）

4 一、甲種幹部候補生に對しては直に上等兵（衛生部は上等看護兵）の階級に、爾後概ね二月の後伍長に、更に概ね二月の後軍曹の階級に進められ（下士官の階級は經理部は計手、衛生部は看護長、獸醫部は蹄鐵工長とす）

ロ、乙種幹部候補生に對しては直に上等兵（衛生部は上等看護兵）の階級に進めらる。

5 技術に従事すべき各兵科幹部候補生は採用後、概ね二月の後より技術に必要な教育を授けら

る。

各部幹部候補生に對しては採用のときより當該部に必要な教育を授けらる。

6 甲種、乙種に區分したる後に於ても、其勤怠及成績に依り甲より乙に、乙より甲に變更されることあり。

甲より乙に變更ある場合に於て、現に軍曹伍長にあるものは上等兵の階級に降等せらる。

7 甲種幹部候補生は修業期間の終に於て終末試験を行ひ、其成績と平素に於ける勤務の成績とを參酌し合格不合格を決定し、合格者にして將校銓衡會議の審議に可決の者は退營の翌々年士官勤務（見習士官）として召集を受け、之を了りたるものは豫備役士官に任せらる。

8 乙種幹部候補生にして其修業を了りたるもの甲種候補生にして、終末試験に不合格の者及銓衡會議に於て否決せられたるもの、中、下士官たるに適すと認められたるものは退營の際豫備役下士官に任せられるものとす。

三、幹部候補生教育の目的を問ふ

幹部候補生教育の目的は、堅確なる志操と高潔なる品性とを陶冶し、以て幹部たるべき人格を養成

し、且戦時初級士官又は下士官たるに必要な能力を具備せしむるに在り。

四、經理部幹部候補生の資格を問ふ

經理部幹部候補生は法律、經濟又は商業に關する學科を教授する專門學校又は陸軍大臣に於て之と同等以上と認むる學校を卒業したる者は資格が有ります。

五、幹部候補生出願手續を述べよ

幹部候補生たることを志願せんとする者は、左に示す書類を本人の徴兵検査又は徴兵身體検査を受くべき徴兵署又は徴兵身體検査場に於て、聯隊區司令官又は検査員に差出すのであります。

イ、幹部候補生願書

ロ、幹部候補生志願者學歷一覽表

ハ、志願資格のある學校の卒業證書

但學校卒業證書を提示し難き者は、其の學校の卒業又は課程の修了に關する、當學校校長の證明書を差出るのであります。

(用紙美濃白紙)

幹部候補生採用願

幹部候補生ニ採用相成度候也

本籍地 府縣都市區町村字番地
現住所 何々

年 月 日 本人 氏 名 印
年 月 日 生

陸軍大臣殿

希 望

各部候補生タルコトヲ志願スル者ハ様式希望ノ下ニ技術、經理、衛生部軍醫、衛生部藥劑、獸醫ノ區分ニ從ヒ其ノ希望ヲ記入スルモノトス

幹部候補生志願者學歷一覽表

本籍地 府縣郡市區町村字番地
現住所 何々

本人 氏 年 月 日 名 印

- 一、何月何日何縣何小學校卒業
 - 一、何年何月何縣何中學校へ入學
 - 一、何年何月同校卒業
 - 一、右學校卒業ノ際ノ教練檢定ニ合格
 - 一、何年何月何高等學校入學
 - 一、何年何月同校卒業
 - 一、右學校卒業ノ際ノ教練檢定ニ不合格
 - 一、何年何月何大學何學部入學
 - 一、何年何月同校第二學年中途退學
 - 一、右學校中途退學ノ際ノ教練檢定ニ合格
- 右之通り相違無之候也

摘要
 一、本表ニハ小學校卒業以後ノ學校ノ入退學卒業ニ關シ記入ス
 一、教練檢定ノ合否ニ關スル事項ハ朱書ス

六、徵兵身體檢査に合格後提出する書類は何か

幹部候補生志願者中、徵兵身體檢査の結果甲種に合格したる者（輜重兵特務兵、補助看護兵及第二補充兵に徵集せらるべき見込者を除く）は聯隊區司令官又は檢査員の指示に依り、本人の徵兵身體檢査終了後一月以内に左記書類を本籍地の聯隊區司令官に差出すのであります。

左記

- イ、幹部候補生たるの資格ある學校長の卒業又は修了に關する證明書（徵兵檢査場にて差出したる者は提出に及ばず）
- ロ、學校教練檢定合格證明書
- ハ、本籍地市町村長の證明書
- ニ、技術に従事すべき各兵科幹部候補生又は經理部、衛生部若は獸醫部幹部候補生たることを志願せんとする者は、之が資格に關する當該學校長の證明書

證明書

本籍地 府縣郡市區町村字番地
現住所 何々々

年 月 日
本人 氏 名 印
年 月 日 生

左記證明相成度願出候也

左記

- 一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナシ
 - 一、破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ
- (何年何月何日破産ノ宣告ヲ受ケタルモ
何年何月何日復権ヲ得タリ)

何市町村長殿

前記ノ通相違無キコトヲ證ス

年 月 日
何市町村長 氏 名 職 印

幹部候補生採否區分並階級一覽表

隊入テシト兵役現般一		月三ネ概兵等二		驗試定檢		者用採		生補候部幹		月三兵部等一	
用採不		生補候部幹種乙		生補候部幹種甲		上等兵		伍長の階軍曹の階		級に進む級に進む	
一般現役兵として服務す 歩兵は一年六ヶ月特科兵は概む一年十一ヶ月		上		等		兵		退營		備	
六	月	月	月	月	月	二	二	二	二	二	二
終末試験		一、試験の成績		二、試験の成績		三、試験の成績		四、試験の成績		五、試験の成績	
會銓		終末試験		會銓		會銓		會銓		會銓	
退營		退營		退營		退營		退營		退營	
備		備		備		備		備		備	
考		考		考		考		考		考	
後備役		後備役		後備役		後備役		後備役		後備役	
四十七年		四十七年		四十七年		四十七年		四十七年		四十七年	
起算す		起算す		起算す		起算す		起算す		起算す	
入營の		入營の		入營の		入營の		入營の		入營の	
月の一		月の一		月の一		月の一		月の一		月の一	
日より		日より		日より		日より		日より		日より	
同様に服務す		同様に服務す		同様に服務す		同様に服務す		同様に服務す		同様に服務す	

第四章

化學兵器

第一節 毒瓦斯

一、化學兵器とは如何

毒瓦斯、煙幕等の化學作用を應用するもので、先年の華府會議では非人道的であるとの論も出たけれども、其後各國は着々と研究し秘密に計畫されて居るので、將來戰に於ては恐るべき兵器の一つであります。

一、毒瓦斯の種類を問ふ

瓦斯は生理上に及ばず主作用に依り窒息瓦斯、糜爛瓦斯、催涙瓦斯、クシヤミ瓦斯、中毒瓦斯の五種類に分類するも、一種にて數作用を有するものもあります。

一、毒瓦斯の性質を問ふ

瓦斯は銃砲彈に比し一般に左の特性を有す。

- 1 持久、擴散、低迷及滯留性を有し、普通彈の威力及ばざる地域に於ても有効なり。
- 2 訓練精到ならざる軍隊の志氣上に及ばず威力大なり、之に反し軍紀嚴肅にして防護法を確實に實行する軍隊は敢て恐るるに足らざるものとす。
- 3 防毒器材を必要とし、爲に行動掣肘せられ指揮連絡を困難ならしむ。
- 4 有毒地域及其濃度の檢知困難にして不知不識危險に陥り、或は軍隊の行動を鈍重ならしむ。
- 5 破壊効力を有せず。
- 6 天候氣象の影響大にして、瓦斯使用の時期及時間は極めて制限せらる。

一、毒瓦斯使用の目的は何か

毒瓦斯は敵の殺傷敵の戰鬥動作の妨害、其他某地域に對する敵の占領又は通過の妨害等を目的として使用せられます。

一、使用方法は如何

大砲を以て毒瓦斯彈を發射したり、航空機上から瓦斯爆彈を投下したり雨下したり、或は多數の投射器により急襲的に瓦斯を投射したり、風向を利用し廣正面に亘り濃厚なる瓦斯雲を不意に敵方に

放射したり、又は森林や村落等に豫め撒毒したりするのであります。

一、毒瓦斯を受けた時は如何にするか

沈着を旨とし、聲を出し騒ぎ又地上に臥すことなく、速に且つ確實に防毒面を装ひ靜に呼吸せねばなりません。

一、防毒覆面を用ふることの出来ない時は如何するか

手拭若くは其他の布片類を水に濕し能く顔面を覆ひ、更に外傘や携帯天幕等を頭に纏ひ、靜に軽く呼吸し、瓦斯の通過し終るまで待つべきであります。

一、其他咄嗟の際は何か手段があるか

乾草又は濕したる藁を積んだ中に埋り、又は青草木炭濕りたる鋸屑等の中に首を入れ、或は帽子に土を填め之を顔に當て、呼吸するもよろしくあります。

一、毒瓦斯地帯を通過後如何なる注意が必要か

瓦斯が通過した後でも被服の毒が消える迄は覆面を脱ぐことなく、被服を叩き又は風に曝し瓦斯を消散せしむるに努めます。

一、毒瓦斯に中れる者を救ふには如何にするか

瓦斯なき所に移し、靜に仰向に臥させ、覆面を除き胸に水を灌ぎ、冷水に浸したる布片で顔や全身を拭ひ、塩水又は冷水を飲ませ、指の尖等にて刺戟し吐かしのめねばなりません。重曹水を飲ますと毒を消す効があります。人工呼吸法は絶対に行つてはなりません。

一、化學戰裝備とは何か

化學戰裝備とは毒瓦斯、焼夷劑、發煙劑等の化學的兵器を以て、軍隊に攻防の威力を増加せんとする裝備を謂ふのであります。

一、空中よりイペリット系の瓦斯が投下されたなら幾程の地域を毒化し得ると思ふか

イペリット瓦斯一ガロンで廣大な地域を一大障礙と變ぜしむることが出来、爆撃機十機編成の一中隊は一回の攻撃で優に正面十哩幅二哩の地域を毒下し得ると思ひます。

一、大都市防空の必要を述べよ

大阪市の重要部分を假りに二里四方と見る時は、約六噸の「ホスゲン」を撒布すると、全大阪市民は三十分にして殲滅せられる事になるのでありますから、防空の必要を感知するのであります。

一、發煙劑の用法を問ふ

戰場に於て局部を遮蔽し、敵の動作を困難ならしめ、且つ我が行動を秘匿し、要塞、停車場、主要都市等を上空に對し全く隠蔽し得るもので、其の基劑は磷「クロロスルフオン」酸、四塩化珪素、四塩化「チタニウム」、四塩化錫及無毒發煙劑等である。之を砲彈や手榴彈等に詰め、各種火砲又は手力により放射し、或は飛行機、戰車等により噴出するのであります。

一、燒夷彈の用法を問ふ

燒夷彈は直接敵を燒殺し、敵軍隊の宿營地及後方の軍需品集積地、森林建築物飛行機等を燒拂つて敵の企圖を挫折するために用ふるものであります。主劑として「テルミット」及重油等を使用し、之を砲彈として火砲により發射し、或は投下爆彈として飛行機より投下するのであります。酸化鐵とアルミニウム粉末の合劑であつて、點火すると激烈な「テルミット」は反應を起し、攝氏約三千度位の高熱を發し、鐵材をも容易に熔融せしめ、百平方米に其の効力を及し、水では容易に消こつてが出來ないのであります。尙これに固體油を加へ燐や過酸化曹達等を混入すると、その威力は更に凄絶なものとなります。

各種毒瓦斯一覽表

分類	區分		毒瓦斯	持効力	遅延速度	状態	臭	色	生理的作用
	代表	毒瓦斯							
窒息性瓦斯	鹽素	ホスゲン	一時性	即効性	氣體	刺戟臭 腐敗臭	帶黄色 無色	呼吸器ヲ浸シ窒素致死セシム	
	鹽化ヒクリン	フエノン	一時性	即効性	液体	胡椒臭 刺戟臭	淡黄色	眼ヲ刺戟シテ涙ヲ出サシメ窒臭性ヲ有ス	
	鹽化ベンジン	ベンジン	一時性	即効性	液体	芥子臭 排油臭	黄黄液 無色	中毒作用ヲ呈シ頓死セシム	
中毒性瓦斯	青酸	酸化炭素	一時性	即効性	氣體	無臭	無色	中毒作用ヲ呈シ頓死セシム	
	クシヤミ性瓦斯	シヤミ性瓦斯	一時性	即効性	氣體	芳香性 刺戟臭	褐色 淡綠色	上氣道粘膜炎ヲ浸シクシヤミ且ツ嘔吐ヲ催ス	
麻痺性瓦斯	イペリツト	イペリツト	持久性	遅効性	液体	芥子臭	褐色	皮膚ヲ發泡麻痺セシメ呼吸器ヲ授シ死ニ至ラシム	
	ルイサイド	ルイサイド	持久性 (稍小)	遅効性	液体	天竺葵ノ刺戟臭	淡黄色		

備考 一、毒瓦斯は時として白煙に見え、事があるが濃くない時は目に見えない
二、毒瓦斯は空氣よりも重い故地面に滯溜しやすい

第二節 戦車

六四

一、戦車は如何なる歴史を持つて居るか

戦車とは普通に云ふ「タンク」であつて、英國で一九一五年戦車の研究を始め、當時獨逸を欺す目的で戦場へ水を運ぶ「タンク」であるといふと誤魔化してをつたのでありますが、一九一七年の晩秋カンブレーの戦には、堂々四百台の戦車を列ぶて不意に獨軍を襲ひ、彼のセンチンブルグ線と稱せられた堅固な防禦線を突破することが出来たのであります。

一、戦車の装備を問ふ

戦車の運轉機關は普通の自動車と異なる處はないが、唯無限軌道（即車の全周に鋼鐵の下駄齒）を装し、起伏凸凹の激しい不齊地や、軟地の通過を容易にし、尙堅硬にして重量三、四噸乃至七、八十噸の大なる車體は克く鐵條網其他の障礙物を蹂躪し、塹壕を超え四十五度以上の傾斜地を容易に昇降する事が出来ます。又用途により機關銃や小口径砲を装備して居ります。

一、戦車の種類を問ふ

中型A戦車と「ルノー」輕戦車との二種類あります。

一、中型A戦車の役目を問ふ

中型A戦車は威力偉大で、障礙物を越へたり、或は之を踏み倒して、歩兵や輕戦車の爲め進路を開き、又堅固なる敵の據點に於ける抵抗を打破する爲に使用せられます。

一、輕戦車の目的は如何

輕戦車は歩兵の遊動據點となり、最も密接なる連繫の上に、友軍が敵陣地を追ひ拂ふ動作に對して抵抗が出来ない様にしたたり、又は敵が逆襲して來るのを妨害する様なことに使用されます。戦果擴張期に於ては歩兵の小支援隊に使用せられます。

一、戦車の戰術的用法を問ふ

- 1 特に敵の不意に乗ずること。
- 2 敵情や地形を充分視察して、重要な地点に集團して使用し、時としては分屬して使用す。
- 3 戦車は戦車相互の協同並他兵種、特に歩兵との協同動作を必要とする。
- 4 装甲戦車は長い砲戦の後に使用するは不利益なり。
- 5 装甲戦車が最も恐ろしきは敵の砲兵、特に對戦車砲兵であるから、之を撲滅する百般の手段を

六五

研究する事が必要である。

6 戦斗に際しては戦車を縦長く梯形に配置することが必要なり。

7 防禦に於ては一般の攻撃移轉を援助する爲め集團して使用するを原則とす。

8 兵器の進歩に伴ひ機動力の卓越せる戦車の出現を見、陣地攻撃のみならず機動を要する遭遇戦に使用するのが有利であり、又追撃戦には重要な役目を演ずるものである。

一、手榴弾に就て述べよ

敵前至近の距離に於ける戦斗に於て、此を投擲して、其の爆裂威力と猛烈なる爆音とに依りて、敵を殺傷震駭する爲め使用するものであつて、弾體は鑄鐵製で體内に炸薬を詰め重量約六〇〇瓦、最大投擲距離は三十米であります。

一、擲弾筒に就て問ふ

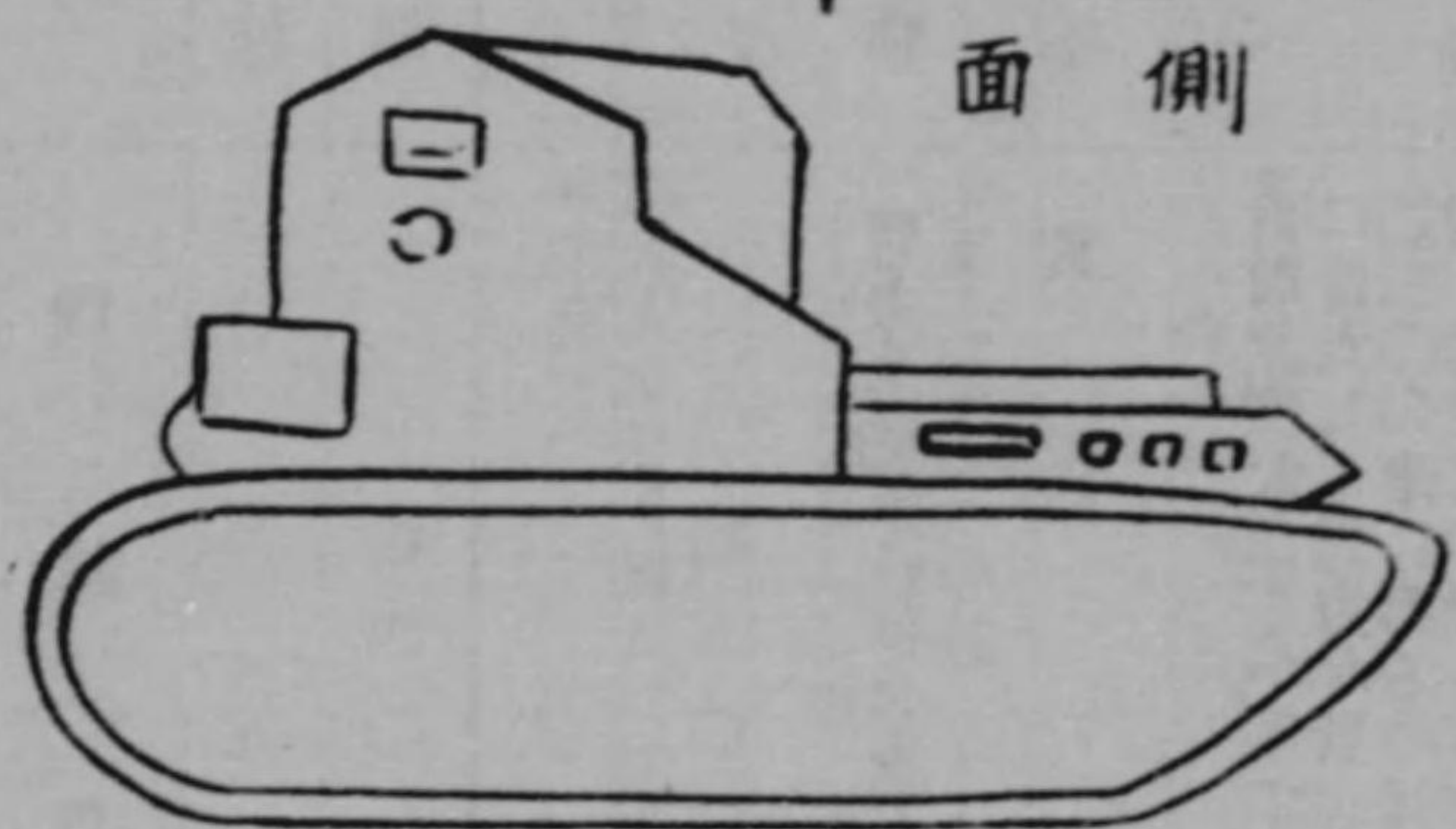
輕易なる發射機により發射するもので、其の威力は手榴弾に類似し、射距離は數百米に達せしめ得べく、又煙幕の構成、照明彈及信號彈を發射しする等に之を用ふるのであります。

戦車特性及重要數量一覽表

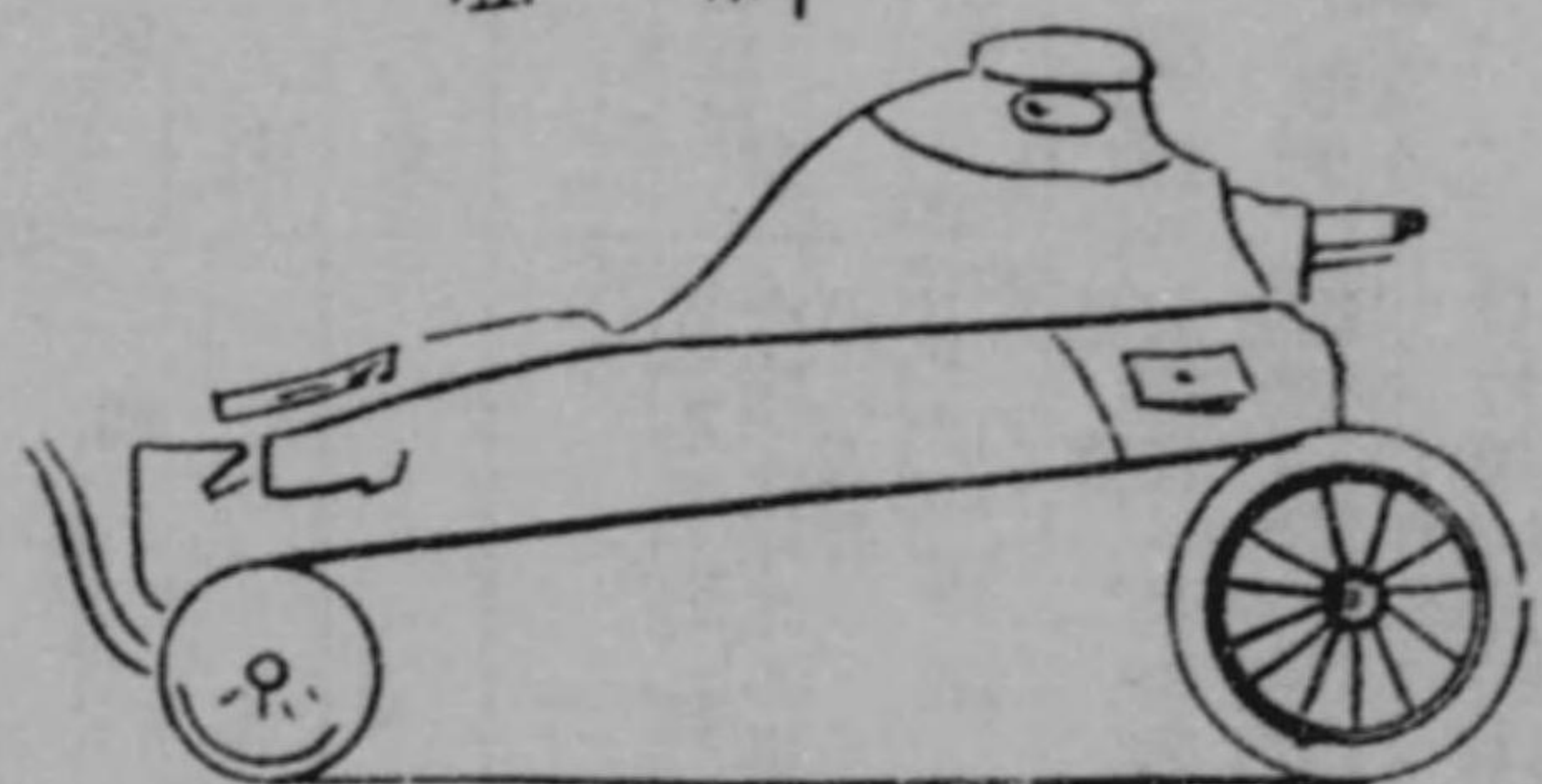
動	運		人	發	全	全	全	全	要	種	類
	最大超越壕巾	最高速度 (一時時間)									
泥濘通過ノ力地	最大攀登斜	約六—七吉	三	八四	一米六〇	二米二五	約六米一〇	約一六噸	英軍中型A戰車		
同上	實驗ノ結果	約五—六吉	二	最大一八三九	一米七四	二米二四	約四米五〇	約六噸五	佛國ルノ一輕戰車		
	同右	最高度ハ緊要ナル時機ニ於テ短少距離ニ使用シ得ルノミ							摘		要

道路上軌道部ニ於テ四十哩ヲ没スル泥濘地ニ於テモ容易ニ通過シ得

車戰型A
面側



車戰輕
面側



機体ノ目視距離	機關の音響到達距離	武裝	裝甲	性			
				行動繼續時間	鐵條網破壊力	樹木倒伐力	沼澤地通過ノ力
見シ得ス 五百米以内ニテ發見シ得ルハ約 ニ於テ發見シ得ルハ約 強肉ヲ以テ一、七、四ノ距離 晝間晴天ノ際眼鏡ニテ四吉	四圍ノ狀況ニ依リ異ナルモ 一時間ニ吉以上ニ達セズ 一時間ニ吉以上ニ達セズ	機關銃 携帶彈數 七、五〇〇	重要部ノ装甲厚サ一四密 中型A戰車ト同製一五密 飯二對シ平射歩兵砲ノ彈丸 ハ八百米以内ニテ飯ニ貫通 シ法線ニ命中セバ之ヲ貫通 シ得	一〇時間	強固ニ構築セル鐵條網ト雖 之ヲ通過シ歩兵ノ二列側 三列側面縱隊ニテ通過シ得 ル道路ヲ開設ス	中徑五十珊ノ樹木ヲ倒伏シ 得	沼澤地ハ戰車ノタメ大ナル 障害ナク
發見シ得ス 百五十米以内ニテ發見シ得ルハ約 ニ於テ發見シ得ルハ約 肉眼ヲ以テ一、四、六ノ距離	同上ノ狀況ニ於テハ六百 米以上ニ達セズ	三七密加農又ハ重機關銃一携帶彈藥 砲彈二三七小銃彈四、八〇〇	重要部ノ装甲厚サ一六密	同上	強固ニ構築セル鐵條網ハ概 ネ之ヲ通過シ歩兵ノ二列側 面縱隊ニテ通過シ得ル道路 ヲ開設ス	同上	同上
				一〇時間ノ連續運轉ニ堪 ユルノ意ニアラス			

第五章 航空機

七二

一、飛行機の種類を問ふ

偵察機、戦闘機、爆撃機、氣球であります。

一、偵察機は何をするものか

敵情の搜索警戒が主なる任務で、或時は指揮連絡の任務に服したり、或は砲兵射撃の観測をしたり或時は空中より敵陣地の撮影をしたり、所要に應じて輕易なる目標に對して對地攻撃を實施したり其の任務は極めて廣汎であります。

中型で五百馬力以上で一乃至二機關銃を装備し、無線電信電話及空中寫真機を有してあります。

一、戦闘機に就て述べよ

戦闘機の任務は空中戦闘であります。運動及火力を併用して攻撃に依り敵機を撃墜し、晝夜に於て

空中に敵影なからしむ。或は味方の地上を警戒して、來襲する敵機を激退し、或は味方の偵察機、爆撃機を援助し敵機を撃攘して其の任務を達成することもあります。一般に小型で強馬力の發動機を装備して居ます。無線電信電話、自動航空寫真機をも備へ、行動輕捷であるから偵察も出來ます亦地上の戦闘にも参加します。

要するに彼此兩軍の上空を制して、敵飛行機の行動を妨げ、我が飛行隊の行動を自由ならしむるのであります。今日各國の主要戦闘機は四百馬力以上六百馬力に至り、速力は二百七、八十軒以上三百軒を越ゆるのがあります。昇騰力は大きく三千米を五分乃至六分、五千米を九分乃至十分以内に昇騰し、最大昇高九千米に至るのもあります。

装備は二挺乃至數挺の機關銃を装置してあります。

一、爆撃機に就て述べよ

爆撃機は輕重二種ありますが、比較的大型で長時間の飛行機に堪へ、通常編隊して行動し、多數多量の爆弾を搭載して敵地に深く侵入して敵の後方を爆撃し敵陣や敵要塞其他重要な建築物等を爆撃攻撃するのがあります。従つて大馬力の發動機二基乃至數基を搭載し、遠距離に航空して敵陣を

七三

搜索し、或は戦場に於て地上の戦闘にも参加します。
 現在爆撃機の優秀なものは一千疋の爆弾を積載して、一時間二百疋の大速度で一氣に千五百疋の往復が出来ます。

一、飛行機の主なる用途は如何

空中戦闘、空中偵察、毒瓦斯投下、爆弾投下、宣傳ビラ投下、都市防空等であります。

一、氣球に就て述べよ

繫留氣球は通常自動車上の氣囊等を分解、搭載し、その自動車より綱を以て繫留するのであつて、其の儘多少の移動も出来る。尙上昇限度は千二百乃至千五百米で、主として偵察観測に任じ、長時間の空中勤務に通し、且つ地上との連絡が容易で昂騰するに廣大なる地域を要せず、比較的容易に上昇下降し得られます。

一、飛行船に就て述べよ

飛行船は船體が飛行機に比し著しく大なる目標を呈し不利あるも、搭載量が大きて長時間長距離の飛行に堪へるから、主として戦略行動に任じ、又軍需品の運搬等にも使用せられます。

陸軍現用飛行機性能表

機 類	區 分	主要材料	發 動 機	馬 力 數	航 續 時 間	最 大 速 度	上 昇 限 度
乙式一型偵察機		木 製	サ 式	二三〇	約三時間	一八〇疋	六五〇〇米
八八式偵察機		輕合金	ベ、エム、ベ	四五〇	約四時間	二〇〇疋	六五〇〇米
九二式偵察機		同 右	九二式	四〇〇	約三時間	二〇〇疋	六五〇〇米
甲式四型戦闘機		木 製	イ 式	三〇〇	約二時間	二〇〇疋	七〇〇〇米
九一式戦闘機		輕合金	ジュ式	四五〇	同 右	三〇〇疋	八〇〇〇米
九二式戦闘機		同 右	ベ、エム、ベ	五〇〇	同 右	同 右	同 右
八七式輕爆撃機		木 製	イ 式	四五〇	約三時間	一八〇疋	四〇〇〇米
八七式重爆撃機		輕合金	ベ、エム、ベ	四五二基	約五時間	一七〇疋	四五〇〇米

第六章

海軍一般

七六

一、戦時海軍の主要任務を問ふ

戦時にありては敵の海軍力を撃破して制海権を獲得し、我が邦土の海岸を安全にして、海上に於ける連絡線を確保し、又は敵の輸送を遮断し、其領土を占領し、且其海外貿易を蹂躪するのであります。

二、平時海軍の主要任務を問ふ

平時にありては我が邦土海外貿易及外國在住の帝國民を保護し、又護衛し又必要に際しては艦隊を海外に派遣して、國家の威武を表示するのであります。

三、海軍の艦船の種類を問ふ

艦船には軍艦、驅逐艦、潜水艦、掃海艇、特務艦、特務艇、雑役船等があります。

四、軍艦には幾種類あるか

- | | | | | | |
|-------|--------|---------|--------|--------|-------|
| 1 戦艦 | 2 巡洋戦艦 | 3 巡洋艦 | 4 航空母艦 | 5 潜水母艦 | 6 敷設艦 |
| 7 海防艦 | 8 砲艦 | 等があります。 | | | |

五、特務艦には幾種類あるか

- | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|---------|--|
| 1 工作艦 | 2 測量艦 | 3 運送艦 | 4 砕氷艦 | 等があります。 | |
|-------|-------|-------|-------|---------|--|

六、主力艦とは如何

戦艦、巡洋戦艦は海上戦闘の主力をなす艦でありますから之を主力艦と云ふ。

七、補助艦とは何か

巡洋艦、驅逐艦及潜水艦は、戦闘に當り主力艦を補助する意味から之を補助艦と云ふ。

八、排水量とは何か

軍艦の大きさは排水量（噸單位）を以て表はす。排水量とは艦体の水面下に沈んで居る部分で、押し退けて居る水の量と云ふ意味で、つまり艦全体の重さと同じことになる、之を排水量と云ふ。

九、戦艦の性能に就て述べよ

艦船の中で其の構造最も堅牢なもので、海上兵力の骨幹となるべき大艦であつて、所謂主力艦と稱

するものであります。戦闘の際は味方艦隊の中心となつて、敵の主力艦（戦艦及巡洋艦）に對抗するものであつて、従つて有力なる多数の大砲や水雷等を搭載してあります。又敵の弾丸や水雷等に對する防禦の装置も完備して居ります。即ち攻撃力も防禦力も他の如何なる艦艇よりも優れて居るが、之が爲造艦の技術上速力は多少他の艦に劣つて居ます。長門及陸奥は日本の代表的戦艦であります。

攻撃力

大砲 四十糎砲八門、十四糎砲二十門、八糎高角砲四門
水雷 水雷發射管八門

防禦力

緊要な場所は鋼板を以て敵彈に對して防禦してあります。特に水線附近には厚さ三十糎の鋼板を張り、空中よりの防禦に對しては甲板に、水雷攻撃に對しては水面下に、夫々堅固なる防禦施設があります。例へ浸水しても之を一局部に止め船全体としては沈没しない様にしてあります。

速力 二十三節（一時間の速さ）

我海軍の戦艦には右の外扶桑、山城、伊勢、日向があります。

一〇、巡洋戦艦に就て問ふ

攻撃力、防禦力は少しく戦艦に劣るけれども、速力は遙かに之に優るのを特徴とする。其の高速力と攻撃力の大きなるを利用して、強行偵察、輕快部隊の支援、通商破壊、奇襲、追撃等を行ひ、戰場にては戦艦と協同して敵の主力に對抗し、或は敵の巡洋艦を撃破する等の任務に服します。我國の巡洋戦艦は金剛、榛名、霧島、比叡の四隻であつて、三十六糎砲八門、十五糎砲十六門、八糎高角砲四門、魚雷發射管八門を備へ、其速力は二十七節半であります。

世界の大海軍國で巡洋戦艦を持つて居る國は日本と英國のみであります。

一一、八八艦隊、八四艦隊と云ふのは何か

八八艦隊とは戦艦八隻、巡洋戦艦八隻の艦隊を云ひ、八四艦隊とは戦艦八隻、巡洋戦艦四隻の戦隊を云ふのであります。

一二、巡洋艦に就て問ふ

巡洋艦は今や海軍の花形である。戦艦、巡洋艦に比べれば小型輕快の艦種で攻撃力、防禦力は遙に劣るけれども、速力と航續力に秀でて居る。海戦に於ては主力部隊の耳目手足となりて偵察、搜索、

警戒等の任務に従事し、或は敵艦隊の攻撃に任じて其の戦闘を補助し、或は味方の驅逐艦の襲撃を掩護し、又單獨に行動して敵國通商の破壊、我運送船の護衛に當る等、多種多様の任務に服します。又平時にありては外國を巡航し、在留邦人及通商の保護等に任じます。

一三、一等、二等巡洋艦の區別を述べよ

巡洋艦は排水量七千噸以上を一等巡洋艦とし、七千噸未満を二等巡洋艦と云ふ。一等巡洋艦は七千噸の加古級四隻及一萬噸の妙高級八隻がある。二等巡洋艦は新舊各種あつて球磨級、天龍級、平戸級等總計二十一隻あります。一等巡洋艦は二十種砲（八吋砲）を搭載し、二等巡洋艦は十五種砲（六吋砲）又は十四種砲を搭載して居る外、高角砲及水雷發射管を備へて居ります。

一四、航空母艦とは如何なるものか

航空母艦は多數の飛行機を搭載し、其の艦上に於て飛行機を發着せしめ得る特殊の設備を有して居る。海上移動飛行場とも稱すべき軍艦であります。其の速力も相當早いもので、日本の赤城は排水量二萬六千九百噸、速力二十浬半であります。

米國の「サラトガ」「レキシントン」は何れも三萬三千噸、速力三十三浬の艦で搭載飛行機數は百

二十機に達して居ます。

一五、潜水母艦とは何か

其の名の如く潜水艦の親船である。潜水艦は以前は比較的型が小さくて、乗員の生活に必要な物品や艦を動かすに要する燃料を充分搭載することが出来なかつたので、此等の物品や燃料を得るため常に母艦を伴つて行動したが、今日では潜水艦も大型となつて相當長時間單獨に行動出来る様になつたのであります。尙物品の供給、乗員の休養等のため母艦が必要であります。

潜水母艦には韓崎、駒橋、迅鯨、長鯨等あります。

一六、敷設艦に就て述べよ

敷設艦は機械水雷を搭載して居つて、必要の際海面に之を敷設する役目を持つて居る艦であります。常磐、嚴島、勝力、白鷹は此の種に屬します。

一七、海防艦に就て問ふ

沿岸の防禦に用ふるもので、現在では各國共此の種の艦を新らしく建造するものはなく、舊式の戦艦とか巡洋艦を以て此の目的に供用して居ります。

淺間、八雲、出雲、春日、日進

一八、砲艦とは如何

之は海岸河川等、水深の浅い所に用ふる小艦で、輕易な武装を有して居り、海岸に接近し或は河川を遡つて、陸上の敵を攻撃する等が其の任務であります。支那揚子江方面に派遣してある烏羽、伏見、安宅、勢多と云ふ様な艦が之れてあります。

一九、驅逐艦の任務を問ふ

驅逐艦は大なる速力を有し運動最も輕快で、敵驅逐艦を撃つに必要な大砲と有力なる多數の魚雷發射管を備へ、敵の主力に對し魚雷攻撃をなすのを重なる任務とします。

二〇、一等、二等驅逐艦の區別を問ふ

我國では千噸以上を一等驅逐艦とし、千噸未滿六百噸以上のものを二等驅逐艦と云ふ。

二一、驅逐艦なる名稱に就て述べよ

驅逐艦は元來水雷艇を驅逐する目的を以て生じたものであるが、其發達につれて現在では水雷艇の任務を取つて代る事となつたのであります。

日露戰爭當時に活動した驅逐艦は皆四百噸位のものがあつたが、現在では此の型のものは一隻もなくなつた。近年の建造の分は皆一等型であるから、中々有力なものである。

二二、潜水艦に就て問ふ

潜水艦の重なる任務は水中を潜航し、出来るだけ敵に見られぬ様に敵艦に近づき魚雷發射を行ふにある。魚雷を最もよく命中さすには、其の目標とする敵艦に充分接近する事が必要である。然し水上に現はれて敵に接近せんとすれば、敵の砲火の未だ魚雷を發射せぬ前に自分が撃沈せらるゝ虞があるから、水中を潜航して進むと言ふ事が非常に有効である。

我國の潜水艦は一、二、三等に區分し、水上千噸以上を一等潜水艦とし、千噸未滿五百噸以上を二等潜水艦、五百噸未滿を三等潜水艦に區別してあります。

二三、艦名に依りて等級を識別する事が出来るか

伊………號は一等潜水艦、呂………號は二等潜水艦であり、最近建造のものは多く一等型であります。

二四、掃海艇は何をするものか

敵が海中に敷設して置いた機械水雷を取除く装置を有する小型の艇で、二等驅逐艦位のものであります。

二五、特務艦には如何なる艦があるか

1 練習特務艦 2 標的艦 3 測量艦 4 運送艦 5 砕氷艦 等があります。

二六、右特務艦の任務を各々述べよ

1 練習特務艦は海軍諸學校の學生や練習生が射撃だとか、艦の操縦だとか、其他教練の實習する爲に使つて居る艦で、最早戰鬥の役に立たない艦であります。

2 標的艦は射撃の訓練をやる時標的を曳く艦で、現在は舊戰艦攝津の砲塔其他兵器を卸し、改装したものを之にあてゝあります。勿論戰鬥の役に立たない艦であります。

3 測量艦は海洋の測量海圖の作製と云ふ様な事は海軍でやつてゐるので、各の如く測量を行ふ艦で勿論戰爭の役には立たない艦であります。

4 運送艦は重油とか、石炭とか、糧食とか云ふ様な軍需品を運搬する艦で、普通の商船と同じ様な型をして居り、武装として自衛の爲め二三門の小口徑砲を搭載するに過ぎない艦であります。

5 砕氷艦は樺太とか浦塩方面とか、海洋が氷結する地方に用ゆる爲めに造つた艦であります。

二七、海軍區の數及警備海面區域を述べよ

1 第一海軍區は三重縣から青森縣に至る東日本の海岸海面と、北海道及樺太の海岸海面であります。

2 第二海軍區は和歌山縣以西、瀬戸内海四國方面及東九州の大部分北九州福岡縣の一部を抱き、更に秋田縣から山口縣に及ぶ日本海方面の海岸海面であります。

3 第三海軍區は北九州福岡縣の一部と西九州の全部、鹿児島縣から沖繩列島を経て、南は臺灣全島に及び、西は全朝鮮半島の海岸海面一帯。

4 關東州海軍區は南滿關東州の海岸海面

5 南洋海軍區は南洋群島委任統治區域の海岸海面。

二八、軍港及要港の所在地を述べよ

左の如し。

海軍區	軍	港	要	港
第一海軍區	神奈川縣	橫須賀	青森縣	大湊
第二海軍區	廣島縣	吳	京都府	舞鶴
第三海軍區	長崎縣	佐世保	朝鮮	鎮海
			澎湖島	馬公

右の外關東州海軍區は佐世保鎮守府、南洋海軍區は橫須賀鎮守府の受持てあります。

二九、鎮守府及要港部に就て述べよ

- 1 鎮守府は橫須賀、吳、佐世保にあつて、受持海軍區の警備や、戦争の場合の防禦及戦争に對する準備等を掌り、且鎮守府に附屬して居る軍艦、海兵團、工廠、學校及其の他諸役所等の監督等の仕事をする所であります。
- 2 海軍區には又要所に要港と云ふものがあります。軍港を作戦根據地とすれば、要港は前進根據地又は支作戦基地であります。各要港には要港部があつて、鎮守府受持海軍區の一部分の警備や防禦や、戦争に對する準備、且つ軍需品の配給等を行ふ役所であります。

3 要港部は港務部、軍需部、工作部、病院をもつて組織され、これに艦船部隊が附屬してあります。

三〇、海軍士官の科別を問ふ

兵科、機關科、軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科、造兵科、水路科

三一、特務士官、准士官の科別は如何か

兵科、航空科、機關科、看護科、主計科、軍樂科

三二、下士官兵の科別（又は兵種）

科別	下士官	兵	科別	下士官	兵
兵科	兵曹	水兵	看護科	看護兵曹	看護兵
航空科	航空兵曹	航空兵	主計科	主計兵曹	主計兵
機關科	機關兵曹	機關兵	軍樂科	軍樂兵曹	軍樂兵

三三、各兵種の性能を述べよ

- 1 水 兵 大砲の射撃、水雷の發射、信號や無線電信等の通信に關すること及艦の操縦運用に關すること等、主として直接戦闘に當る。
 - 2 機關兵 罐や機械、補助機械等を取扱ふもの、又金屬工業、木具工業及潜水作業に従事するものを含む兵種である。
 - 3 航空兵 飛行機、飛行船等の取扱に従事し、之が搭乗者として活動する。
 - 4 看護兵 傷病者の看護、治療及軍隊衛生に關する事を掌る。
 - 5 主計兵 庶務、會計、給與のことを掌り又食事の調理にも任ずる。
 - 6 軍樂兵 軍樂を奏して志氣を鼓舞し、又戦闘に際して彈藥供給、傷者運搬等に従事する。
- 士官の科別に依る職務は大体その名稱に依り判断することが出来る。
- 藥劑、造船、造兵、水路に屬するものは、皆帝國大學其他の出身者より採用する士官のみで、何れも其の名稱の如き専門の技術に關することを掌り、下士官兵には此の科に屬するものがない。
- 三四、海軍武官とは如何なる階級の者を云ふか。
- 士官、特務士官、准士官、下士官を海軍武官と云ふ。

三五、海軍大臣に直隸する學校に就て述べよ

- 1 海軍大學校 海軍士官に高等の學術を教授し、兼て其研究を行ふ所であります (東京)
- 2 海軍兵學校 海軍兵科將校と爲すべき生徒を教育し、海軍兵科航空科及整備科の准士官及一等下士官に對し、將來尉官に準する勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所であります。(江田島)
- 3 海軍機關學校 海軍機關科將校と爲すべき生徒を教育し、機關兵曹長、整備兵曹長、一等機關兵曹、一等整備兵曹に對し、將來尉官に準する勤務に服すべき者の素養に必要な教育を施す所であります。(舞鶴)
- 4 海軍々醫學校 軍醫官及藥劑官に必要な學術を教授し、兼て職務を練習せしめ、看護兵曹長に對し看護科特務士官の素養に必要な教育を施し、其他海軍に必要な醫學の研究、衛生の試験を行ひ、並海軍の防疫に關する事務を幫助する所であります。(東京)
- 5 海軍經理學校 主計科士官と爲すべき生徒を教育し、主計科兵曹長及一等主計兵曹に對し、

將來尉官に準ずる勤務に服すべき者の素養教育を施し、海軍主計科士官に對し、之に必要な學術を教授し、兼て該官をして職務を練習せしめ、海軍特修兵たるべき海軍下士官兵に對し、之に必要な學術を教授する所でありませ。 (東京)

三六、鎮守府司令官の管轄に屬する學校に就て述べよ

- 1 海軍砲術學校 海軍兵科將校、特務士官、准士官及海軍特修兵たるべき下士官兵に砲術を教授し、且海軍に必要な砲術の研究を行ふ所であります。(横須賀)
- 2 海軍水雷學校 海軍將校以下に水雷術を教授し、且海軍に必要な水雷術の研究を行ふ所であります。(横須賀)
- 3 海軍潜水學校 海軍兵科將校以下に潜水艦に關する須要なる實務を練習せしめ、之に關する學術を教授し、且潜水艦に關する研究を行ふ所であります。(吳)
- 4 海軍工機學校 海軍機關科將校、特務士官、准士官及海軍特修兵に在るべき海軍下士官兵に必要な機關術及船匠術を教授し、且海軍に必要な機關術、船匠術の研究及

其教育の規畫に關する研究調査を行ふ所であります。(横須賀)

- 5 海軍通信學校 海軍兵科將校、特務士官及准士官並に海軍特修兵たるべき海軍下士官及兵に對し之に必要な通信術を教授し、且海軍に必要な通信術の研究及其教育の規畫に關する研究調査を行ふ所であります。(横須賀)
- 6 海軍航海學校 海軍兵科士官以下の運用術及航兵術を教授し、且運用術の研究並其教育の規畫に關する研究調査を行ふ所であります。

三七、海軍兵の入團日期を問ふ

徴兵の入團は前期後期の二期に分ち、前期は一月十日、後期は六月三十日、志願兵は六月一日入團します。

三八、海軍各兵の教育の實情を説明せよ

各兵種は四等兵として五ヶ月間海兵團に於て、懇切周到な特別教育を受け、修業の上三等兵に昇進して初めて軍艦驅逐艦等に配乗せられます。軍艦に慣れるまで暫くの間特別教育が行はれ、之れが終ると始めて古い兵員と一緒に勤務に従事する様になる。成績良好の者はだん／＼と二等兵、一等

兵に進級し、更に成績優秀の者は拔擢されて、下士官に任命されるのであります。

三九、特修兵とは如何なる者を云ふか

三等兵以上になつて各専門の技術修得のため、各學校等へ志願し、試験の上合格採用され入校した者を練習生と稱し、此の練習生教課を卒業したるものを特修兵と呼んで居るのであります。普通科を卒業したる者を普通練習生と云ふ。更に他日又試験に合格したるのが高等練習生と云つて居ります。

四〇、無章兵と云ふ言葉は如何なる意味か

特別教育を未だ受けて居ない者を云ふのであります。

四一、海軍下士官兵中右腕や左腕に色々の記號を附して居るが一口に云へば如何なるものか

右腕に附してあるものは善行章及等級であつて、左腕に附しあるものは、右に説明した特修兵たることを示して居るのであります。

第七章

建軍の本義並軍備

(教必學前)
第一節拔萃

第一節 建軍の本義

皇軍の意義を説明せよ

我國軍は皇軍であります。蓋し我國家は皇道を以て立國の精神として居るのであります。所謂皇國として此皇國の使命を達成するが爲めには、破邪の劍を用ふることの止むを得ざることがないもありません。之れが爲め活動するものが即軍隊でありまして、我國軍の皇軍である所以は此處にあるのであります。

皇軍の理想と致します處は、公明正大、仁愛無涯、眞の平和を字内に布施せんとするに在ります。之が理想實現の手段として、我國建國精神の一であります『武勇』の德によりまして、其實踐に方りましては公明、仁愛の精神を以て發揮せられるのであります。即、我軍隊は 天皇の軍、仁義の師たる矜持を有し、實に皇道宣揚、國徳布施の最高道徳を實踐する唯一、無二のものであります。

我國軍の本質茲に存し、宇内に冠絶する所以であります。

皇道とは如何

皇道とは我國體と我民族の特異性とに依り發生、且發達したる道であつて、我民族特有の道德規範であります。即ち皇道は『萬世一系の皇統を維持し、天壤無窮の皇運を扶翼する如く、諸徳を實現する』大道に外ならのであります。抑々皇道の發生の過程を探求するに、我國は家族より民族、部族及民族に血縁的發展を遂げて茲に民族國家を建設し、最も鞏固なる結合と、最も道德的なる社會團體として順調なる家族的發展を遂けたる、一大家族國家であります。而して一大家族國家の特質は實に萬世一系の 天皇に依る統治でありまして、全國民は 天皇を國家の家長と仰ぎ奉り、天皇を中心とし、皇道に依りて日常生活を律し、全民族學つて皇統を維持し、皇運を天壤無窮ならしむる如く、建國以來活動し來れるものであります。是を以てか政治は權力的又は自利的にあらずして、民本的且人道的にして、實に明るく清く直き誠の心を以てする徳治主義に依るのであります。要するに皇道は 天皇、人民、國家の活動を律する道德規範でありまして、實踐道德に於ては父子の至情を以てする 天皇の人民愛、國民の忠君愛國となり、又祖先崇拜、子孫尊重、即ち家族内に

於ける孝悌敬愛となり、或は民族内に於ける同胞愛、他民族に對する人類愛となつて表現せらるゝのであります。

皇國とは如何

皇國とは皇道を以て立國の眞精神となし、皇道を以て活動の規範とする國家であります。而して皇國の國是は皇道を生命となすものであつて、内外の環境に應じて東洋平和の確保、東亞大陸の發展又は日本文化の世界的普及等の且對的形態となるものであります。

由來我國を道の國と云ふのは、實に道德の國、即ち皇道の國たることを意味するものでありまして皇國が世界人類に誇るべきもの、實に道德的優越にありと謂ふのであります。

皇軍の特質に就いて述べよ

皇軍の道德的に優越なる所は、建設、訓練、統率の精神、又は規範たる皇道が道德的に優越なると共に、皇軍活動の歴史亦優秀なる皇道の實踐を實證せる、幾多の史的事實があるからであります。

1 皇軍は皇道を眞精神として建設せられたる軍隊であること、軍人勅諭の聖訓に依れば我國の軍隊は皇威の發揚、又は國家の保護を目的として建設せられたるものにして、皇威又は國威とは

皇道の發揮に伴ふ光であつて、皇道の權化たる 天皇又は皇道國家の道德的威力を謂ひ、國家の保護は即ち皇國の保護なるを以て、皇軍は皇國の國是を實現する爲に建設せられたる軍隊に外ならぬと申し得ます。

2 皇軍は皇道を以て道德的に訓練せられたる軍隊であること、皇國の男子は齊しく兵役に服するものであつて、皇軍の成員は軍隊教育に依りて、大いに道德的に陶冶訓練を受け、以て良兵たるの資格を具備するのであります。

而して精神教育の準繩は勿論皇道なるを以て、軍隊は皇道精神に依り訓練せられたるものと申すことが出来ます。

3 皇軍は皇道を規範として統率せらるゝ軍隊であります。皇軍は 天皇自ら統率し給ふ所の軍隊でありまして、天皇は皇道の權化にあらせられますから、皇軍統率の規範は實に皇道に依るものと云ひ得るのであります。

皇道は道德的義務を遂行する使命を有ること

1 皇軍は皇國の尊嚴並國家國民の正當なる活動と、安全とを保證する自衛戰に任ずる軍隊であり

ます。

抑々國家が戰爭に依りて、國家國民の正當なる活動の安全を保證し、且其尊嚴を維持するは消極的道德義務でありまして、敵國を道德的に覺醒せしむるは積極的道德義務であります。

2 皇軍は道德的誤謬に陥れる邦國を覺醒せしめ、又は他國民族の正當なる活動と安全との保證を援助し、施徳の義戰に任ずる軍隊であります。誤れる國家の有形無形の侵略に苦しむ第三國に對し、之を積極的に救済し、以て誤れる侵略國を道德的に覺醒せしむるは、實に道德的義務であるからであります。

皇軍は道德的尊嚴性を有すること

皇軍は建設訓練、統率の精神に於て道德的意義を有し、其の使命も亦道德的義務の遂行なること前述の通りであります。而も皇軍活動の歴史的事實は之を實證して餘りがあります。

皇軍は皇軍意識を有し以て活動の準據となして居ります。

皇軍意識の大綱は軍人勅諭に訓へ給ふ所でありまして、之を軍人精神と申します。而して皇軍意識は皇道を源として居ります。即ち皇道が皇軍の地位と使命とに即して、更に具体化されたものであ

ります。即ち軍隊教育に於て精神教育に重點を置き、常に道德的陶冶訓練に努力する所以も亦此理想的皇軍意識の養成強化に外ないのであります。

第二節 軍 備

軍備の必要なる理由を述べよ

抑々自主獨立の國家は一朝戦争の止むべからざる事實が起つた場合には、正義を持して自國の主張を貫徹し得るの力を具備し、敵手國をして其の主張を遂行せしめることが出来ない様に仕向けるの力が必要であります。之れが即ち國家に軍備を必要とする譯であります。

たとへ其の國の主張が正義人道にかなつて居ても、背後に軍備がなかつたなら、之を押し通すことは出来ないであります。故に戦争は終に避けられないものでありますから、平素より國防力を充實してをかねばなりません。

現下の我國國際情勢に基き軍備の必要なる所以を述べよ

我國の國體は東洋の平和を確保し、延ひて世界に眞正の平和を招來せんが爲には、特に自信ある軍備を必要とすることは今更申す迄ありません。

然るに隣國支那は土地擴大で、資源豊富人民巨多なると共に古來無統制なる爲め、内政紊亂し軍閥の鬭争止む時もなく、従つて諸列強の毒牙の焦點となり、東洋平和の危機を伏在せしめて居るのであります。

又赤露は依然傳統の東方經略企圖を繼續して、今や其魔手を支那に及ぼし、漸次我神國にも及ぼさんと思想謀略と、國境附近武力集中とを以て相當露骨なる挑戰的態度を示してゐるのであります。尙一方我國の歐米との關係は、聯盟脫退と共に益々危怡に類せんとする情勢を呈して居るのであります。

我國としては東亞の平和促進の見地より、常に斷乎たる決意と其の實力養成に努めて、軍備の完成に邁進せねばなりません。

第八章

統帥權

100

一、統帥とは如何なることか

統帥とは軍を指揮し運用するを申します。先づ直接敵の戦闘力を破摧するを目的とす。之が中樞たるべき作用は作戦でありますから、作戦の指導、即ち統帥を容易にする如く、軍制を確立するこゝが緊要であります。

二、戦時統帥權の獨立に就て述べよ

戦争は元來勝利の獲得を以て先決唯一の目的とするものであつて、統帥の良否は直に國家の興亡を左右するのである。故に統帥の當時者は専門的智能に於て、將た又實戰的練磨を経て始めて會得せるべきものにして、其處決は極めて神速果斷を必要とする。命令一下幾百萬の軍隊をして、恰も一指の如く、幾十里の戦線をして一隊の如く統一せられたる、確乎不動の方針の下に一致の行動を執

らしむることが必要であつて、且作戦、用兵上の機密を絶対に保持しなければなりません。従つて統帥は多頭或は合議制を排し、他の何物の干渉をも受けない、唯一不動の本源を必要とするもので其獨立專行に依りて、初めて運用の全きを得るものであります。故に軍人以外の者にして統帥の事を參畫し、又は政略上の見地より統帥に干渉を試むが如きは、決して戦勝を得る道にあらざる事は之を今昔東西の歴史に徴して明であります。これ戦時統帥權獨立の必要なる所以であります。

三、平時統帥權の獨立に就て述べよ

平時に於ける國防準備施設は直に戦争能力に關係を有し、戦時臨機の施設のみを以て到底平時準備の缺を補ふことは困難であります。従つて平時の國防準備施設に對する要求は、必然一貫せる方針の下に企畫實行せらるゝことが必要でありまして、内閣の更迭又は政争等の一時的事情によつて、變更するが如きは國防を危殆に陥らしむるものであつて、統帥權は平戦兩時とも確然と區別し、嚴然たる獨立たるを要するのであります。

第九章

國防觀急と國民訓練の趨勢

1011

國家成立の要素を説明せよ

獨立を維持する國家は主權、領土及國民の三要素より成立するものであつて、此三者の消長につれて國家の盛衰あるは理の當然であります。即ち國家は一つの有機体であります。

國防の必要なる所謂を述べよ

有機体である國家は其の生存を保障し、進化の道程を辿りて國民の安寧を圖るものでありますから國家は自主獨立でなければなりません。故に民族の精神的生活、即ち民族固有の道德、言語、宗教風俗、習慣を維持し、發達せしめねばなりません。

國家を保護して其獨立を維持せしめ、國民の安寧を維持する手段を總稱して國防と云ふのであります。而して國家の存立を全うする爲には、堅實なる國防を必要とするのであります。

國防を怠つた國家が一朝有時に際し、如何に悲慘に陥りしは古今東西の歴史が之を證して居るのであります。

國防の方針は何に依つて定まるものか

國防の方針は國力、國土の地理的關係、國際關係等によつて定まるのでありますが、其の方針は退嬰的でなく、努めて進取的でなければならぬのであります。

國力に就て述べよ

國防の方針は先づ國力に相應して定めるものであります。即ち其の國の人口物質財力等を考へて許す限り強大にすべきものであります。

國土の地理的關係について述べよ

國土の廣狹、國境の延長、内地の地勢、交通の便否、開拓の景況、防禦を要する地点の多少等は國防方針決定の要素となるものであります。

我國の如く四面海を環らし、而かも東に太平洋制覇と支那市場進出の素志に燃ゆる、強大なる海軍國を控へ、西に世界赤化東方經略の鬪志滿々たる膨大なる陸軍國と境をなす關係上、自然有力なる

陸海軍を充實して始めて我國防は完きを得るものと思ひます。

國際關係に就て述べよ

隣邦の國策又は其軍備及之との親交の程度等も、亦國防に影響するものであります。

現時世界の趨勢は交通の發達と國際關係の複雑なるに依つて、單に隣邦の状態のみを以て方針を決定するは危険であるから、能く此等の情勢を鑑み、戰爭持久なることを顧慮して、國防施設を定めなければなりません。

國防の要素

軍備、人口、馬匹、軍需品その他の物資財力及國民の資質等であります。

右の各項目に就て簡単に説明せよ

- 1 軍備 陸海軍兵力の多少、精否及その運用の良否等は、國防の重大なる要素であります。
- 2 人口 人員は戰爭の基礎となるもので、戰場に働く忠良なる軍人と、國內で國民軍需品の製作に従事する多數の人員並國民生活必需品の生活に當る、多數の人員を必要とするのであります。従つて人口は増加する程心強いのであります。

3 馬匹 馬匹もまた軍の要素であります。

最近機械的輸送力が發達しても、未だ決して國防の需要を減ぜず、一層増加するの現状であります。

4 軍需品 軍需品の供給が不足なる場合には、例へ人員、馬匹が充實しても、軍の活動は困難であります。

5 物質 開戦後は海外との交通杜絶し、物質の輸入も自然困難となるから、一切の軍需品及一般國民の必需品も、國內で自給自足の方法を講ぜねばなりません。それ故平素より國內産業を振興し、工業の發展を計ると共に、戦時物質の調達、轉用、代用品の發明、原料の貯藏等に就ては尙考究してをかねばなりません。

6 財力 平戦兩時に於ても軍備の爲には巨額の財源を必要としますが、併しながら經費多きが爲に國防施設に缺陷を生じてはなりません。即ち國力の發展には有力なる軍備の後援が必要でありますから、相當の國費を投して十分なる國防力を養ふ必要があります。

7 國民の資質 國民精神と舉國一致、剛健なる意志と、熱烈なる愛國心の至誠とにより、飽くま

て初志を貫徹する個々の精神力と、國民の完全團結とがなくてはなりません。此の精神こそ何物にも換へ難き國防要素の第一義であります。

一、我國の如く國民青少年や、學校教練が實施されて居るが、諸外國にも實施しありや、あれば如何に實施しあるか述べて見よ

世界の永久的平和は誰れしも望む所でありませぬ、現代に於ける人類文化の程度に於ては、戦争は絶滅する事は不可能なることを知つて、各國共國民の体力、氣力、規律、節制等の養成に努め、軍事豫備教育として實施してゐます。

一、蘇聯邦露國について質問するが、露國には如何程の軍隊があるか

現在正規軍約六十九萬、民兵部隊交代部約六十六萬、國家保安部軍隊十六萬、護送軍隊約九萬、平時總兵力約百六十萬より成つて、世界最大の陸軍であります。

一、蘇國は國民に對して軍事訓練を如何に實施しありや

建國以來國民の軍事訓練に努力して、現在左の方法で行つてゐます。

1 十六才までの國民は各學校で軍事思想の教育を行ふ。

2 十八才より十八才迄の者は地方官憲の指導に依り豫備軍事訓練を行ふ。

3 十九才より徵集年迄の者に對し軍憲は徵集前十週間の軍事訓練を行ふ。

4 右終了後常備軍又は民兵軍に入る。

5 常備軍又は民兵軍に編入せられない者及、徵集迄に軍事訓練を受けない者は、其後に於て五ヶ年八ヶ月の軍事訓練を行ふ。

一、軍事訓練終了者の數は如何程か

毎年約四十五萬以上に達して居ります。

一、露國赤色少年團（ピオネール）の敬禮は如何なる方法でやつて居るか
 舉手の時（ゴトウウォー）と呼んで居ります。

其の意味は五本の指は五大洲を示し、我に五大洲征服の準備ありの信念を與へて居ります。

一、米國の青年軍事訓練は如何實施しありや

豫備將校團を設け、青年部（四ヶ年課程の専門學校以上の學校）と、幼年部（二年以上の課程の中等程度の學校）に分け、一週間に三時間以上の軍事教育を施し、青年部卒業者は豫備役將校に任官

せしむる資格があります。目下其團員は約十一萬に達して居ります。

一、其外にまだあるか

私立軍事學校、私立士官學校等が數十校あります。いぢれも中等學校程度の普通學の教授と共に、軍事教練を行ひ、健全なる青年を養成してゐます。

一、戰時に備へる爲めに何か訓練しあると聞くが如何か

一般市民よりの志願に對し、夏季に一ヶ月間軍事教練を實施してゐます。其の目的は戰時の際に備へる爲め將校、下士官の養成であります。之は毎年三萬人の訓練を實施し、將來は毎年十八萬人宛を施行する計畫となつてゐるとの事であります。

一、英國の國民軍事訓練實施に就て知ることを述べよ

1 將校教育團を設け、公立學校及各大學に於ける軍事教育機關で、一週に二、三回の軍事教練を行ひ、又夏季を利用して野營、射撃等の演習を行つてゐます。

2 公立大學の豫備校には軍事教育や射撃斥候等の課目を行ひ、尙武心を養成してゐます。

3 少年斥候隊を設け忠實なる市民を養成する目的で、少年に對し實施してゐます。教育手段とし

ては教練、斥候等を行ひ、冒險敢爲の氣象を養成し、併せて体育に任ずると云ふのであります

一、英國の「ボーイスカウト」とは如何なるものか

十一才より十八才迄の青少年團體であります。

一、此の團體に入團する際の宣誓に就て何か聞いたことがあるか

其の宣誓の言葉は「吾が名譽にかけて全力を擧げて、神と皇帝に義務を盡し、他人を助け、團の規律に服従する爲め、常に最善を盡すべし」と云ふのであります。

其の團員は約三十萬あつて、其内殖民地に約八萬であります。

一、佛國の軍事的訓練は如何か

入營後の軍事教育を容易ならしむる爲め、學校及民間諸團體に對し、豫備將校たるに必要な知識を準備する爲め、文部省所管高等學校及陸海軍大臣の認可を経たる民間團體に於て行つて居ります。又下士官に必要な知識技能を教育する爲め、文部省所管の普通學校、専門學校若くは陸海軍大臣の認可を得たる民間體育會に於て行つてゐます。

一、體育養成の爲め如何なる考て實施しあるか

獨逸の復讐に備へ且つ人口減少を防ぐ目的で、各軍團長は体育普及の責任者となつて、運動競技並射撃の發達を計る爲め、頗る熱心に實施して居ます。

一、其他何か聞いたことはないか

佛國の商科大學には大砲が校庭に備付てあるので、之は商品見本であるかと校長に聞きましたら、笑つて曰く、大學生は大砲を射撃する事迄知るのは賣買上の必要でもあり、又一方獨逸が再び襲來する時には、大學生は幹部となつて指揮せねばならぬから、平素より教育して置くのだと云ふ話を聞きました。

一、伊太利の國民教育は如何か

「ムツソリニー」式に政府の專斷を以て實施して居ります。

一、如何なる名稱で實施して居るか

國民体育協會と云ふ名前であります。

一、其の實施情況は如何であるか

滿十六歳以上の者は公立學校、或は地方團體で体育を行ひ、十六才以下の者は二ケ年間軍事豫備教

育を受け、其の成績優秀なる者に對しては、在營期間の四分の一以内の在營を短縮する制度を設けて居ます。

一、伊太利に「ファシスト」と云ふ思想團體の目的は如何か

熱烈なる國粹主義者ムツソリニー等を中心とし、社會主義者との抗爭を目的として、一九一九年成した愛國的團體であります。一九二二年に伊太利の政權を掌握するに至り、黨旗として黒旗を用ひ、制服には黒襯衣を用ひて居ります。

一、其の「ファシスト」の敬禮に就て何か聞いたか

「アノーエ」と云つて右手を斜め、前方高く舉げて敬禮をするのであります。それは「國防の大任は我々に」「國家の難事は我々に」と云ふ強い誓文であると云ふことであります。

一、伊太利の青年は何か此で感化を受けて居るか

青年學生は此の感化を受けて居ることは實に甚大でありまして、青年學生の氣風は特に緊張味を帯び、自發的に團體に加入して軍事豫備教育を受け、眞に國防問題に就ては眞剣であります。

二、獨逸の現情に就て簡単に述べよ

現在獨逸は人口は六千五百萬を持つて居ります。世界大戰後に於て非常な疲弊を來しました。一時は獨逸の財政と云ふものは殆ど潰れると云ふ状態になつて居りましたが、其の後遂次國力を恢復して參りました。一昨年は遂にベルサイユ條約の軍備制限を自ら破棄して軍備の再編成をなす。本年の初頭に於きましては、フランスとの境のラインランドに、之亦條約により駐兵を禁ぜられました。が、之を破棄して駐兵を斷行する。かう云ふ状態であります。現在に於きましては獨逸の經濟状態は遂次恢復しつゝ、あります。

一、獨逸の現在の軍備は如何か

軍備に於ては三十六箇師團、七十數萬を企圖して居る次第であります、歐洲最強の國軍を建設すべく企圖あるものと判断をされます。

一、國民の軍事豫備教育に就ては如何か

各地方に体育團體を設けて、盛に軍事豫備教育を實施して居ります。尙多數の青年を營舎に收容して勞役に服せしめつゝ、規律及軍事の訓練を施し居ります。現在之を義務制度にして徴兵検査と同時に、検査せる十九才の青年を徴集して軍事教練を實施してゐます。其の年限は當分の間半年とし

て其の人員平均二十萬と定められ、一年に四十萬の青年に義務訓練を施すわけであります。

其他ヒットラー青年團等もありまして、國を擧げて團體訓練を實施して居ります。

一、右の各國の實情を見れば如何なる考を持つか

現在に於ける人題文化の程度に於ては、永久的平和は實現せず、戰爭を絶滅する事は不可能であります。口には平和を叫びながらも、各國は政治に經濟に軍事に、鎬を削つて國防の手段を講じて其の充實を計り、又第二の國民の中堅たる青少年の自發的に、最も眞剣に軍事豫備訓練に執心なるかを知り得ると共に、我等は之の内外の情勢に鑑みて、各種思想に眩惑されず、自己の体育を促進すると共に、德育を裨補し併せて國防能力の増進を圖り、三千年全歐無缺の國体を擁護し、眞の皇道國家たるの名實を備ふる様努力せねばなりません。

第十章

國家總動員

一一四

一、動員とは如何なることか

動員とは「軍國の全部若の一部を、平時の態勢より戦時の態勢に移すを謂ふ（換言せば陸軍の全部若の一部が、平時編成より戦時編制に移りたる時之を動員したと謂ふ）。

二、復員とは如何なることか

復員とは「戦時の態勢より平時の態勢」に復するを謂ふ。所謂戦時編成より平時編成に復歸するのであります。

三、國家總動員とは如何なる事か

國家總動員とは、有事に當り國防上國民の精神の意氣を最高度に發揚しつゝ、國家の把握する人的物的、有形無形一切の資源を擧げて戦事の要求を完全に充たすと共に、國家の生存國民の生活を確

保し、以て戦争遂行上最も有利に運用せしむるやうに、統制按配するの事業を謂ふのであります。

人的の資源とは如何なることか

肉體勢力の方面も、靈即精神方面も、兩者を含むのであります。

物的資源とは如何なることか

原料、燃料、材料、成品製品の如きものは勿論、更に交通、産業と云ふ様な諸施設、財政金融と云ふ様な作用迄も含んで居る非常に廣い意味のものであります。

四、國家總動員を分類すれば如何なる動員があるか

一、精神動員

二、國民動員

三、産業動員

四、交通動員

五、財政動員

六、其他

一一五

五、1 精神動員に就て（國民精神の緊張鼓舞）

忠君愛國の氣象を旺盛ならしめ、忍耐力、犠牲心、團結等を鞏固にする爲に、國民精神を一層振作緊張せしむるを謂ふ。此れ實に精神動員は國家總動員の根源であり戦争の原動力であります。

2 國民動員に就て（人員の統制、按配）

國家の全人員の力を戦争遂行の大目的に向つて集中が出来るやうに、國民を統制按配するを謂ふ、即ち陸海軍の戦時増設部の要員及損傷に基く、補充員並男女を問はず國民の能力資源に應じ、軍需品の生産、製造、産業、運輸、交通等に人員を統制按配するのであります。

3 産業（經濟）動員に就て（物件の生産分配消費等の調節）

多大なる軍需品補給の目的を達すると共に、國民の生活を確保する爲に工礦業、農業等の諸般の生産を統制して、物件の所持移動取引消費等を規定するを謂ふ。勿論、物價の規正輸入の禁制代用品等に關する萬般の措置をも含むのであります。

4 交通動員（交通の統制）（陸運動員、海運動員、空運動員、通信動員）

動員及作戰上の輸送、即ち鐵道、船舶、路上輸送機關（自動車、馬車、手車、橋、駄獸）空中輸送機關、有線無線の電信電話等、一切の交通通信機關を統制按配して、戦時並國民生活上の要求を充たす爲、最善の能率を發揮せしむるを謂ふのであります。

5 財政金融動員に就て（財政並金融に關する措置）

戦争遂行の爲め巨額の資金を迅速確實に調達し、而かも之れに依つて金融市場に恐慌を起さしめざる、財政上の諸施設を謂ふのであります。

6 其他（教化動員、科學動員、救助動員、保健動員等）

教育、工業、技術等も亦等しく戦争目的の爲めに改變統制とするのであります。國家總動員の形態前述の如きを以て、豫め之が計畫を策定して、準備及施設を進めねばなりません其方策は實に多邊的であります共、其要綱は第一に國防資源の調査を周到にし、之に基き不足資源の保護培養をなし、第二に國家總動員の準備並實施機關を創設し、其の機能を發揮せねばなりません。

六、國家總動員に於ける國民の覺悟を述べよ

國家非常のときには國民の愛國奉公心、犠牲的精神を極度に要求するものであるから、人心の歸嚮を一にし、舉國一致して戦勝に向つて勇往邁進する氣風を振作し、且逐日加はる艱苦欠乏と、敵國の企圖する有害なる宣傳謀略排除し、國民一致團結一意戦勝に向つて邁進するの覺悟を必要とするのであります。

七、宣傳戦とは如何なるものか

相手方の戦争繼續意志を鈍らす爲め、此目的に合する如く、あらゆる對外宣傳を放ち、自國民に對しては相手方の悪宣傳に乗ぜられない様にし、又國民の士氣を鼓舞し、精神の緩みを防ぐ爲めに對宣傳を行ひ、且つ中立國に對しては其の同情を求むる爲めに、各種の宣傳を行ふ等の如きを云ふのであります。

八、資源争奪と云ふのは如何なることか

國民を擧げての現代の戦争にては、總ての經濟的資源が戦争に役立ちます。此の戦争に役立つ資源を相手方に成るべく與へぬ様、又相手方のものを成るべく奪取し、一方自分の方に添う様な資源を成るべく増加する如く、互に努力し合ふことでありまして、或は兵力を用ひ、或は外交に依り、其

他種々の方法を盡すのであります。

九、政治的暴力とは如何なるものか

宣傳其他あらゆる謀略を用ひまして、相手方の國內に戦争をつゞけるのに害のある、政治的分解作用なきを起さすの類であります。

一〇、世界に於ける國家總動員は如何なる處から始まつたか

『ドイツ』に於ける工業動員であると思ひます。

一一、それは如何なる情況で始まつたか

開戦後數日して『ベルリン』の某會社の社長ドクトル・ラーテナウト』と云ふ人が、戦争が長引くは非常に軍需品を要すと考へ、普通の經濟組織では到底軍需品の大需要に應じ供給する事は不可能と思ひ、『プロシア』の陸軍大臣に進言し、同意を求め遂に陸軍省中に戦時原料課を組織し『ラーテナウト』を推舉し、茲に工業動員の端が開けたのであります。

一二、ラーテナウト氏は如何なることを改變したか

『カクテル』（同業者同盟）の組織を進め、各種の戦時會社を組織し、工業の轉換を行ひ、軍需品

の原料を豊富に供給すると云ふ大事業を成就しました。

一三、燃料原料等の消費節約を如何實施しあるや

石炭燃料を節約する爲め、日光を利用し夏季は夏季時間と稱し、全國一齊に時間を一時間進め、自然に一時間早く起き、一時間早く寝る、之に依つて燃料の節約並電燈の数を減し、入浴を制限して石炭を節約する等であります。

一四、國家總動員に就て不足なる資源は如何するか

1 不足資源に就ては、戦時一層消費節約し、不足天然資源愛護開拓に努め、不足生産機能及交通機關の保護培養し、且つ廢品利用並代用品等を以て此を補ふの手段を講ずること。

2 我が勢力圏内又は與國の資源を求めること。

3 敵の資源を利用する爲め、其産出地及貯藏地を占領し、之を押收して利用する等であります。

第十一章

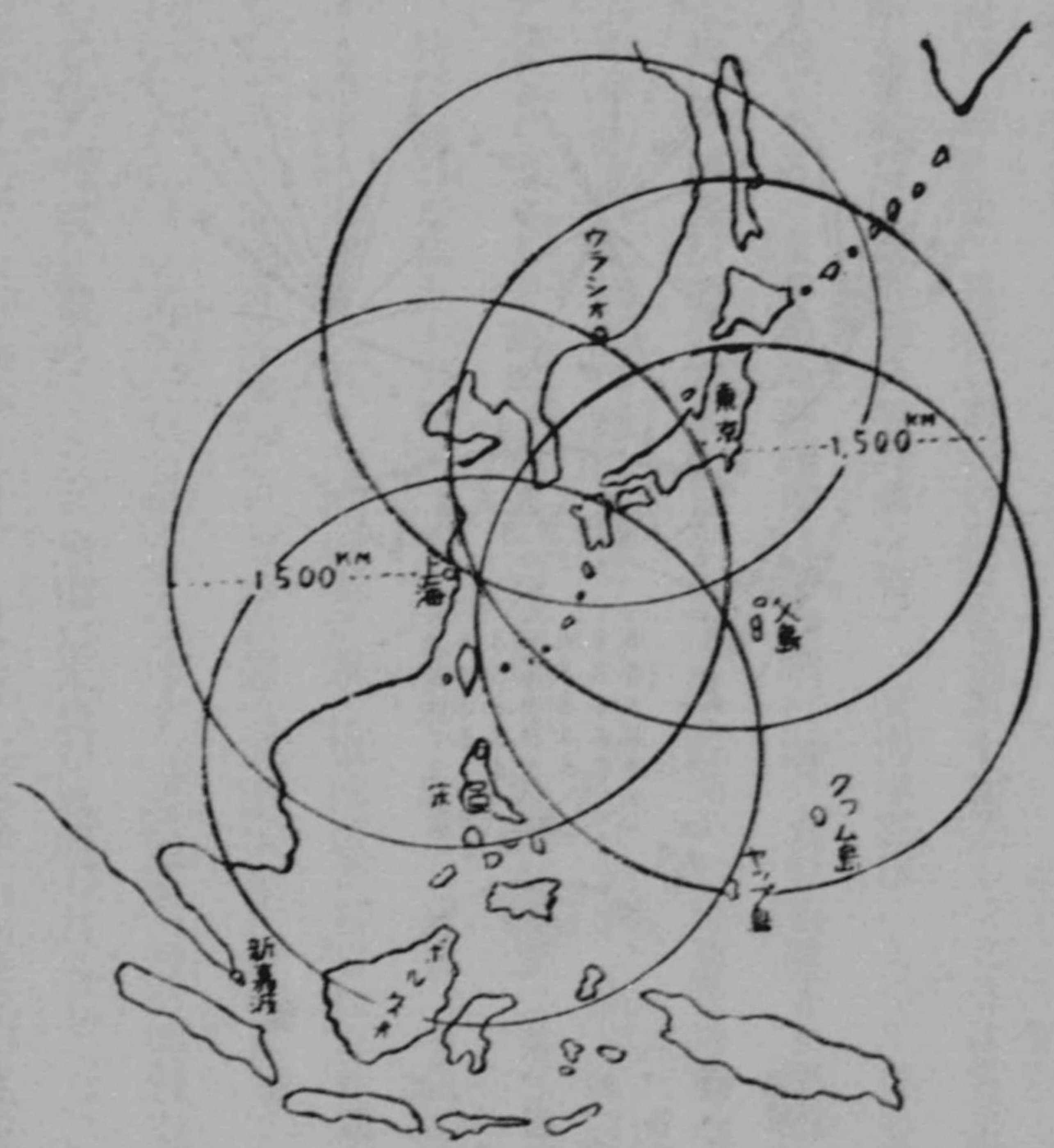
國土防空

第一節 國土防空

一、國土防空に就て概要を述べよ

將來戦に於ては從來と異なり、空襲即宣戦と云ふ實況であります。故に國土内に止まつてする防空施設のみでは、如何程多くの飛行機を持ち、如何に高射砲や照明燈を整備しても、完全に防空の目的を達することは出来ない。國內防空隊と相俟つて外征部隊をもち、敵の飛行機を其の飛行航程外に驅逐するか、又は其の飛行機根據地を覆滅するかに依つて防空の目的は達成せられる。従つて第一線は外征部隊を以つて國土防空を形成し、第二線は國土直接の防空隊を以つて此に當るのである。空襲に際し敵の飛行機の目標とする所は、先づ政治經濟學術の中心並に鐵道船舶交通の中心たる都市、而も工業地として最も重要な地帯、又は軍事上の樞要なる地点或は物件等である。従つて此

附圖 A
 爆撃機行動半徑一覽圖



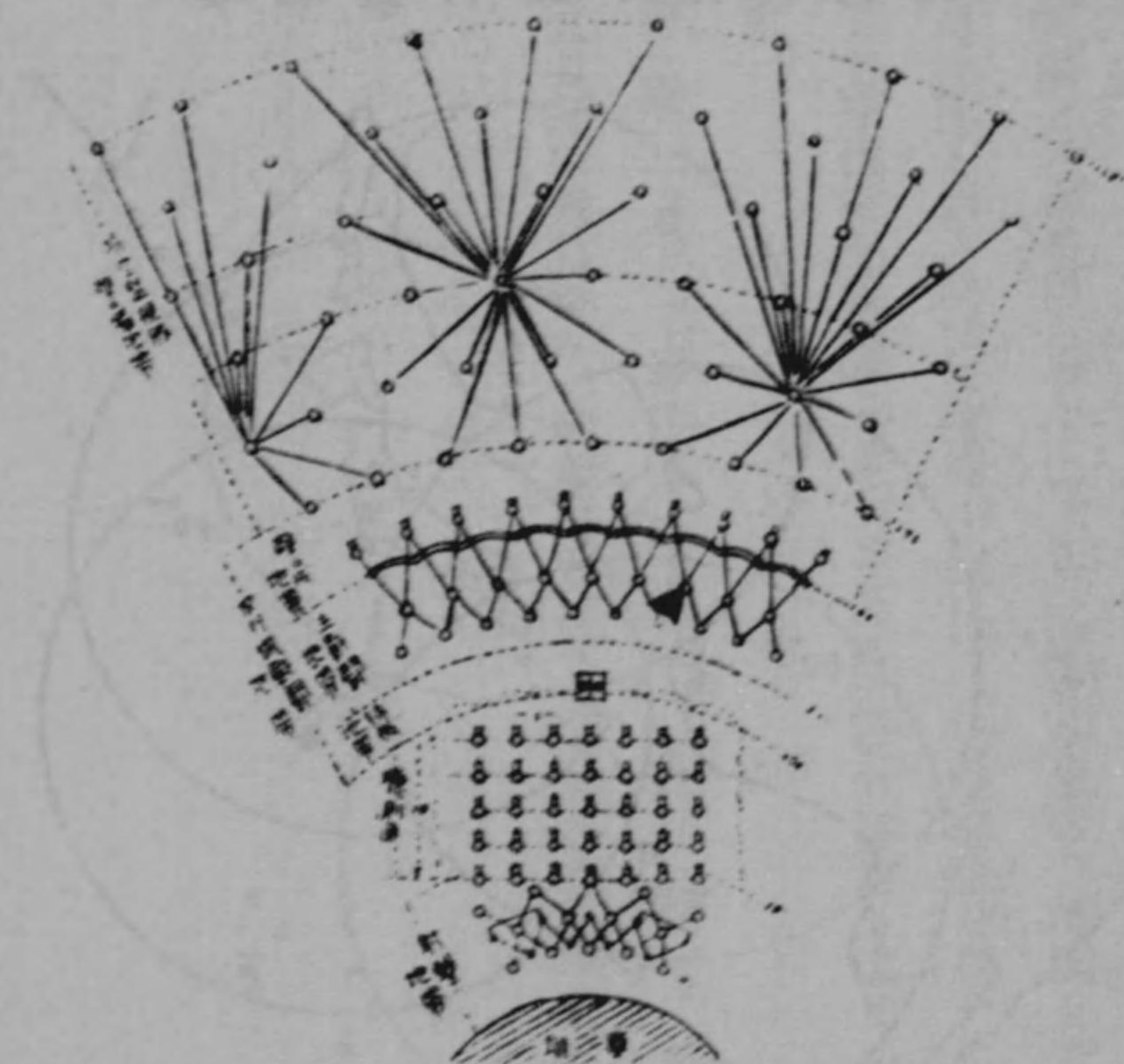
11111

等を考慮して全国土を幾つかの管區に分ち、各管區に所要の防空部隊を配置し、又管區内に於て主として其の要点を防空し得るやうに、其の威力を集め、敵機を寄せ付けないやうに準備する。之が爲には防空司令部と云ふ特別の機關を設けて、防空部隊を統一指揮し、其の活動を圓滑にし、各防空機關をして充分性能を發揮せしめ、完全に防空の目的を達せしむるやうにするのであります。

(附圖 B 参照)

一、我國は空襲に對して果して安全か
 行動半徑千五百軒の飛行機が、我國に及ぼす威力圏を圖示すれば、附圖 A の如くであります。

要地防空機關配置要圖



備考

- 一、圖中○ハ監視哨○ハ監視隊本部○ハ空中聽音機○ハ照空燈▲ハ高射砲ヲ示ス
- 二、圖中點線小圓弧ハ聽音圈ヲ實線二重圓弧ハ照明圈ヲ示ス
- 三、各地帶ノ照空燈一基毎ニ聽音機一基ヲ必要トスルモ圖中ニハ記載シアラス

一、都市防空設備の概要を述べよ

先づ都市の外方三、四十里の地点に數多の防空監視哨を配置し、之等は電信電話により防空司令部其他の後方機關と緊密なる通信連絡の設備を整へ、又海岸都市にあつては防空監視船を配置して、無電連絡をなすのである。又都市の外圍には防空飛行隊、高射砲隊等を配置して、聽音機、照空燈等の補助機關と共に、敵機撃墜に當らせると同時に、都市の特に重要地帯には阻塞、氣球を昇けて防禦するわけであります。又煙幕其他の方法を用ひて都市、港灣、其他の目標物を遮蔽したり、假装したりする手配をも講ずると共に、夜間なれば燈火の管制を嚴肅に實施し、市内に於ては軍隊、警察、消防隊、防護團等が協力して警護、警報、傳達、防火、防毒、交通整理、救護、避難等の各種任務に従事するのであります。凡そ防空の事は單に軍部ばかりではなく、寧ろ一般市民が大に之に參與するのであつて、市民の訓練なくしては如何に軍部ばかりが努力しても、防空の効果は擧げられないのでありますから、全國民が老若男女を問はず、此防空一般の要領を理解して置かなければならないばかりでなく、假令眼前に見るも悲惨な光景が展開したとしても、徒らに恐怖狼狽することなく、毅然として之に堪へ、完全なる規律統制の下に敏活、且靜肅に秩序正しく行動出来る如く

訓練を積み置かねばなりません。

一、防空監視に就て述べよ

防空監視の目的は遠く敵の飛行機を発見して、速かに之を防空司令部及關係方面に報告して、防空準備を整へしむるにあり。

監視哨配置の位置は「敵機來襲」の報告に依つて防空司令部が警報を發し、燈火を管制し、防空各部隊に戦闘準備又は出動を命じ、市民に避難及び消防、救護等諸種の準備を整へしむるに、必要な時間を得るに十分な距離だけ前方に配置する。

配置距離決定の基準は、彼我飛行機の速度、通信及地形等に依つて差異はあるが、少なくとも都市の外縁より百二十軒乃至百五十軒の前方に第一線を配置する必要がある。其の監視哨隣監視哨との間隔は、第一線附近では八軒とし、第一線の後方は十二軒乃至十六軒の距離を置いて之を數線に配置し、交互に重疊するやうにする。

防空監視哨は哨所在地の在郷軍人、警察官憲、消防組員、青少年團等を以て編成せるのであります。

一、防空の方法には幾何あるか

積極的防空と消極的防空の二種があります。

一、二種の防空法に就て述べよ

1 積極的防空法

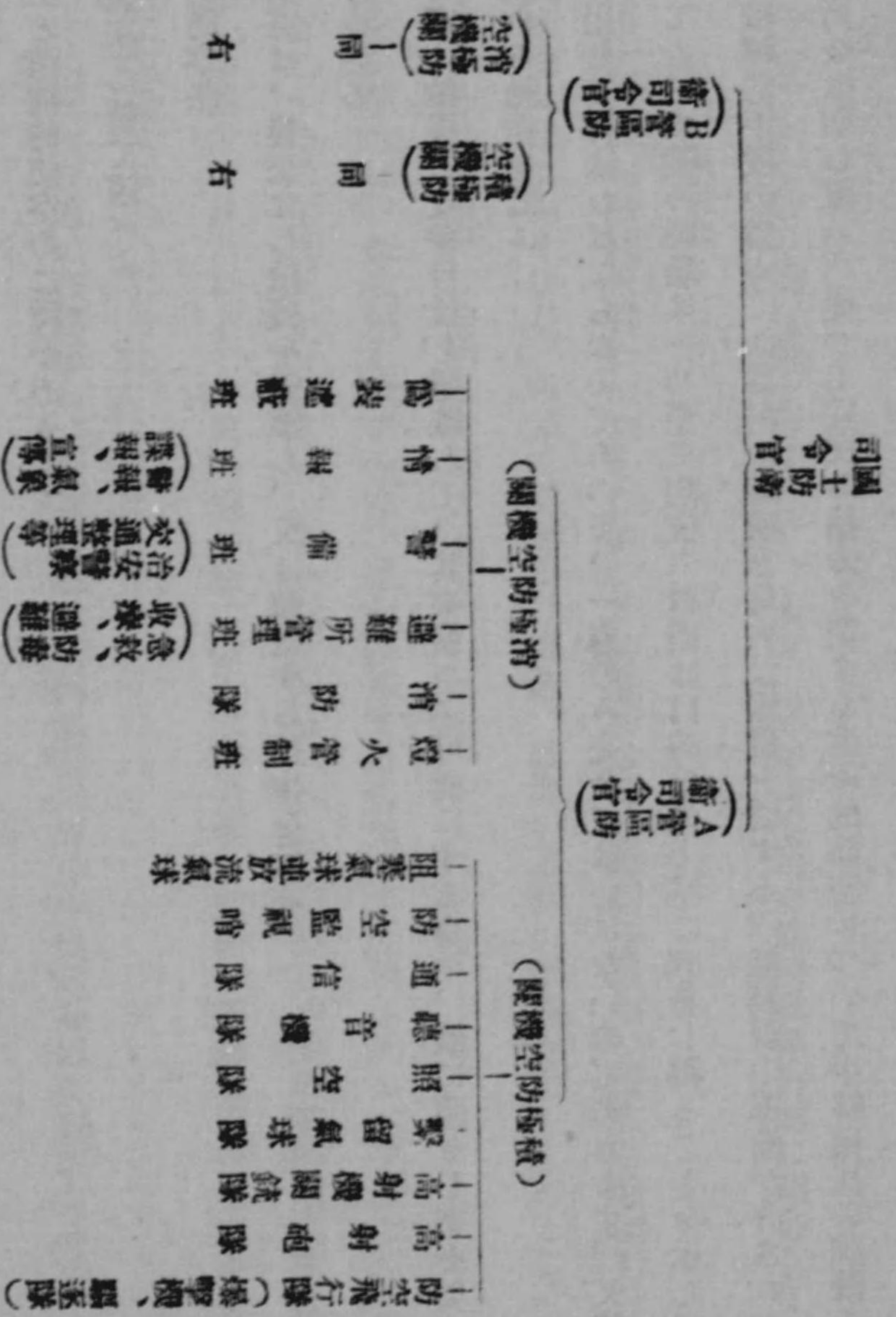
積極的防空は、襲來せし敵機を撃墜し、又は撃退する動作を云ふ。

2 消極的防空法

消極的防空は敵機の攻撃目標を隠匿して、其來襲を不可能にする事や、既に蒙りし害を努めて最少限に止める動作を云ふ。

右二法を併用して行はねばならぬのであつて、一方のみ完全ではいけないのであります。又積極的防備が整つても、大戦の経験は一乃至三割位の敵機は目的地の上空に到着し得ることを示してをります。この積極的手段の爲めには器材の整備等莫大な經費を要する。無制限の軍備が許されぬ限り積極防空の萬全は期し難い。従つて官民の協力を要する消極的防空について平時國民の訓練を必要とするのであります。

一、右二法の組織を問ふ



一、防空飛行隊につき述べよ

防空部隊の主隊は防空飛行隊で、主として戦闘飛行機を使用し、夜間は照空隊と協力して、晝夜の別なく來襲する飛行機の要地の外方に迎撃し、之を撃墜驅逐して防空に任ずるのであります。彼我共に華々しき空中戦を以て敵と雄雌を決するのであります。現今の爆撃機は速力二百五十軒を超へるものもありますから、防空飛行隊の驅逐機は列國共、其優速を誇る第一級戦闘機を之に向けるので、殆んき今日では三百五十軒以上の戦闘機が要求されて居ります。

爆撃機も高度四千米から投下した爆弾の公算誤差が、三千米内外と云ふ成績でありますから、相當高空から爆撃すると見なければなりません。之れが爲めには戦闘機は非常な上昇力をも要求せられます。『イギリスのホーカー・フュリー』機の如きは、三千米を四分で上昇すると云はれて居ります。

一、高射砲隊について説明せよ

飛行機と共に防空の主体をなすものは高射砲隊であります。射撃に依つて晝夜を問はず防空戦闘に任じ、敵機を撃墜し或は此を撃退する。其の彈丸は、非常な炸裂度を持つたため假令命中しなくとも

有効に敵機を撃墜することの出来る場合があります。夫れは微妙なる計器を以て飛行機の高度、速度、方向を測定して射撃するのでありますから、現今の高射砲の威力は決して侮り難いのであります。又操縦士の精神的打撃等も考へます時には特に有効であります。都市上空の敵機を射撃する時には弾片が再び味方の頭上に落下しない様に、乾燥弾と云ふのを使用致します。之れは空中で炸裂する弾片が粉碎してしまふ仕掛になつて居ります。通常七糎級の高射砲で一分間三十發、十糎級では十八發内外の發射速度を有して居り、射程は七糎級では八、九千米から一萬二千米、十糎級では一萬四千米位であります。最も有効なる高度は六千米前後で、二千米以下の射撃は困難であります。故に低空飛行をなす敵機は高射機關銃や、阻塞氣球に委かせ、高射砲は二千米以上を火制するのであります。

一、高射機關銃に就て述べよ

高射機關銃は主として高射砲陣地の外方にある、重要建築物の直接掩護には通常高射機關銃が當るのであります。高射法は二千米以下に於ては死角を生ずる恐れがあり、高射機關銃は千米以上では効果がありませんから、其兩者の欠陥を補ふのが此高射機關砲であります。

一、高射機銃につき述べよ

敵機が低空飛行をなす場合に之を射撃するに用ふるもので、一分間に六百發から八百發位を發射し得るものであります。此の機關銃は輕量であるから取扱が便利なため、高層なる建築の屋上等に容易に据へつけられる便利があります。

一、照空燈について述べよ

戦闘飛行機又は高射砲の爲めに敵機を照射して、夜間敵機の所在を明白にすると共に、敵機の色を眩惑して目標を見へない様にするのであります。一度敵機が照射界内に入りますと、必ず一個の照空燈を以て之を逃さない様に捉へることが必要であります。之れが爲め二個或は三個の照空燈の照射を集中する必要があります。其の間隔は能力に依つて異なるのでありますが、普通三軒を適當とするのであります。最近のものは自動車に積載して運搬し、停止間は自動車の「エンジン」で發電機を運轉する様になつて居ります。現在では各國でも使用して居るものは百五十糎級で、其射距離は八軒、二百糎級になりますと九軒に及ぶものもあります。

一、聽音敵につき説明せよ

敵機の爆音を聞いて其位置を定め、照空燈の光を其處に導くのであります。而して聴音機は晝夜の別なく使用せられます。其多くの場合若干の聴音機が仕事を分業的に行ふ關係から、其仕事と云ふものは高度航速測定、照射諸元測定射撃諸元測定等で、第一は最前線に於て行動し、他は各照空燈高射砲と協力して仕事を行ふものであります。

聴音機は集音機、操縦機、計算装置、角度送信機、高度航速測定機等がついて居ります。方向を判定する爲めには双聴感覺法を用ひます。集音機と云ふのは「ラツバ」でありまして色々型がありますが、指數曲線型、圓錐型、反射鏡型、蜂巢型、ゲルツ型が用ひられて居ります。其の最大聴音距離は型式天候により差がありますが、約六軒乃至十軒であります。

一、阻塞氣球とは如何か

1 綱索に敵機を衝突させて墜落させるのが阻塞氣球の主なる目的で、恰もツグミを捕ふるにカスミ網を張るのと同一著想に出たものであります。又其の危険の爲めに敵機に精神不安を與へて爆撃行動を制限させ、尙も侵入する場合には止むなく高度を高くして、爆撃を不便ならしむるものであります。型状は初めは球狀氣球でしたが、現在ではR型、流線型、氣球を用ひ

て居ります。

2 放流氣球といつて敵機の道筋に多數の小氣球を放流して、之に衝突させる手段もあります。何れにしても現在の爆撃機の行動は晝間は、高度四千米以上でありますから、氣球を其通路まで昇らせるには幾多の困難が伴ふが、特に夜間低空飛行を行ふ敵機に對しては、相當に効果があるものと考へられて居ります。

一、發煙遮蔽

主要なる地点を煙幕で隠す方法で、其の効果は著しきものがあります。工場とか倉庫等の小目標に對しては其利益特に多く、又主要建造物と對照的に欺騙煙幕を用ふる時は、益々其位置が判別出来ないことになります。此方法は防空指揮官の指示によつて、敵機が空襲目標を發見する以前適宜の時に開始する必要があります。又風向を豫め測定して配置し、萬一風向が變つた時でも利用出来る様にしなければならぬのであります。其種類に依つて異なりますが、飛行機に依る場合と、發煙筒による場合と、發煙器による場合又工場の煙筒等を其儘利用することがあります。

一、偽裝遮蔽

敵機をして目標発見を困難にしたり、或は目標を誤認せしめて無益の爆弾を投ぜしめるためであります。

天然物利用の方法は、平時から草木を植へたり、沼や湖の反射を防ぐ爲に、水草類を植へたりする方法であります。

人工の方法では、水源地に寶子を浮べたり、塗料を用ひて迷彩を施したり、幕布類で覆ふたりします。又相似偽装と云つて偽物の河川や、水源地や、都市や工場等を作る方法もあります。

河川には筏を流す方法があります。主に屈曲點や分岐點に施して効果があります。停車場や鐵道道路等には主に相似偽装を行つて効果ある場合が多くあります。

一、投下爆弾の種類について述べよ

- 1 人馬殺傷用破片爆弾、爆弾の炸裂による破片によつて、周囲の人馬を殺傷するもので、一彈の破片より八百個より百五十個に炸裂し、其効果の範圍は二十米から四十米に及びます。
- 2 破壊用爆弾、陣地の重要地点や構築物の破壊に用ひられるので、地雷彈、破甲彈の二種類があります。共に之れは地下道や家屋を貫通して炸裂する威力があります。地雷彈が普通の土地に

落ちると、三米から八米半徑の漏斗狀の穴があきまして、鐵板だと厚さ十糎位のものを貫く力があります。「ベトン」構築物だと三本位でも孔をあげ得るのでありますから、丸ビル等は大きな地雷彈や破甲彈だと、上から下まで貫くのは容易だと聞きます。

- 3 毒瓦斯彈、毒瓦斯彈に用ひられる毒物の主なるもの「イペリット」「ルイサイト」(共に靡爛性)「ホスゲン」「ヂホスゲン」(共に窒息性)「ヂフェニール鹽化(青化)砒素ビクリン、臭化ベニチール(共に催涙性)等であります。

例へば無風の日、敵機が帝都上空から二千呎弱の「毒瓦斯ホスゲン」を投下すれば、五百萬市民は十分間位で致死的傷害を受けるのであります。「イペリット」ならば百呎だと申して居ります。要するに一噸を積載する重爆ならば、三十臺で事足りる譯であります。

- 4 焼夷彈、之れは火事を起す彈丸であります。我國の如き木造家屋にとつては大敵であります。「テルミット」彈黃燐彈、ペンソール彈、エレクトロン彈等の種類があります。

テルミット彈の如きは、攝氏約三千度の高熱を發し、鐵材をも容易に熔融せしめ、百平方米に其の効力を及ぼし、水にては容易に消すことは困難であります。

「エレクトロン」弾は「マグネシウム」と「アルミニウム」の合金で、非常に重量が軽く、飛行機で運ぶのには至極重寶であります。僅かに一五疋乃至二百疋で、火災を起すことが出来ること云はれて居る次第であります。従つて一臺の飛行機が五百から千の焼夷弾を落すことが出来る譯で、一時に千ヶ所からも火の手が上つて來るのでありますから、餘程沈着にして居りませんと、かの大地震の如き失敗を、再び繰返すことは火を見るよりも明であります。

5 細菌弾、病原菌をバラ撒いて水源地や河の水を汚毒し、市民を「コレラ」や「チブス」にしてしまふと云ふのでありますが、ベスト菌等は街路にバラ撒かれますならば、大なる慘害を呈することゝなります。

一、燈火管制とは如何なる事をなすものか説明せよ

燈火管制とは敵の空襲に對し、水陸の發光物を上空より見へない様にするこゝとて、都市一帯の燈火を秘して、敵をして空襲を斷念させ、又は方向を誤認させやうと云ふのであります。燈火管制と申しますと、總て燈火を消すものと誤る人もありますが、停電と違つて上空に對して光を隠す方法を講ずればよいのでありますから、家の中とか、工場等では平常通り仕事をするのであります。一切

の活動を停止して暗闇の中でじつとして居ては、肝心の戦争の繼續が出来ないことになります。特に工場等にありましては燈火管制を行ふ様な時には、必ず軍需工業品の製造に忙しい時でありますから、管制に依つて生産額が減る様なことがあつては、由々しき一大事であります。

管制には警戒管制と非常管制とがあります。

警戒管制とは、遠方から都會の光芒を見へないようにするのであります。

非常管制とは、空襲された時各個に、建築物其他を不明にする方法であります。

國境地方の如き處にては、何時敵機が襲來するか分らないので、遠方より都會の光芒を發見されまゝすので、警戒管制の程度を高めて繼續しなければなりません。然し日本の如きは敵機の襲來は防空監視哨に依つて豫知できる地形にありますから、警戒の意味で敵機襲來の徴候の時には、警戒管制に入り、愈々空襲が始つた時に、非常管制に入るのであります。

要するに警戒管制に依つて、都市一帯の市民に豫報し、同時に照明度を一段下けて置いて、愈々來襲と云ふ場合に非常管制を実施し、一切の燈火を隠すことになるのであります。

又統一管制と各個管制と云ふのがあります。

イ、統一管制は強制的に実施するので、變電所で「スイッチ」を切り、同時に電燈を消すのであります。(夜間實施)

ロ、各個管制(自由管制)は各個人の自由意志によつて実施するのであります。家屋内の電燈は各個管制に依るのであります。統一管制に依ると混亂を生ずる恐れがあります。

一、空襲警報は何によるか

空襲警報は最も迅速を要するのでありますから、「ラヂオ」を使用する法、汽笛や「サイレン」を使用する方法、半鐘を打つ法、花火を揚げる法、電燈を點滅する法等があります。

第二節 瓦斯防護

一、瓦斯防護の方法には

1 各個防護 2 集團防護 3 物料防護 等があります。

一、各防護に就て述べよ

1 各個防護とは正確なる防毒具の使用に依り、瓦斯に對し人畜を個人毎に防護するを謂ふのであります。

2 集團防護とは避難所や、防毒室等を設けて、人畜を集團して之を防護する方法や、一般に汚毒

された土地、構築物等を除毒するを謂ふのであります。

3 物料防護とは被服、糧食、飲料水及器材等を防護することを謂ふのであります。

一、消毒剤には如何なるものがあるか

1 持久性瓦斯消毒剤には、晒粉、過滿俺酸加里等。

2 人員消毒剤には、過滿俺酸加里、晒粉、石油等。

3 一時瓦斯中和剤には、苛性「アルカリ」液等があります。

一、糧食は如何に消毒するか

食料品や水等に對する防護方法は、密閉器材に入れるか又は適當な布片等で被覆して、毒物のか、らぬ様に處置しますが、若し汚毒された場合は、食糧品や水は二十分以上煮沸すれば消毒することが出来ます。

一、防毒服とは何々を云ふか

防毒衣、防毒袴、防毒手袋及防毒靴等を謂ふ。

一、被服及皮膚に液状糜爛瓦斯の附着した時は如何するか
直に過マンガン酸カリ等より成る、除毒粉を以て其の部分を消毒する。若し除毒粉がないときは、石鹼等を用ひて水にて十分洗滌すればよいのであります。

被服に附着した時は直に著換へ、又は其の部分を切取ります。

一、防毒衣のない時は如何するか

油紙、布片、ゴム引のマント、レンコート、長靴等を用ひ、又足駄、ゴム底の下駄等を用ひます。

一、瓦斯の來襲を受けたる場合一般市民は如何なる事を守らねばならないか

- 1 騒がず慌てず、落付く事。
- 2 火災の起らぬ様に注意する事。
- 3 家屋内の戸や障子を閉めて防毒室へ這入ること。
- 4 屋外にある者は早く最寄の避難所、防毒室へ入れて貰ふ事。
- 5 瓦斯は風下に流れるから、風向きに注意して避難する事。
- 6 老幼、婦女子を先きにし、秩序を正しくせよ。警察官、防護團員等の指示によく従ふ事。

7 被毒地域は速に去り、防毒面のないときは手拭等を濡らして、鼻や口に當て、一時呼吸を止めて速に逃ること。

8 瓦斯の附いた時は直ぐに拭ひ取り、救護班の手當を受けること。

9 高い所は毒瓦斯に對して比較的安全である。大建築物の四階以上は防毒上有利であるから、此等の場所に避難すること。

一、瓦斯中毒者に對する救急法を問ふ

1 中毒患者を速に汚毒地帯から救出し、新鮮なる空氣中に搬出し、装具を脱し、身体を除毒し、絶對安靜にし、毛布、湯タンポで身体を温め、又一時呼吸の止まつた時は「ブルモータ」(自動救命器)や、酸毒呼吸器を使用します。妄りに人工呼吸法を行ふてはなりません。

一、投下燥彈と投下瓦斯彈を見別ける爲には如何なる諸現象に注意するか

- 1 破裂の音響が小さく、又破壊作用も小さい。
- 2 其の近傍及風下は臭氣がある。
- 3 其の附近及風下には、眼や鼻や咽喉を刺戟せられることがある。

- 4 液体毒物を其四圍に飛散することがある。
- 一、毒瓦斯患者に對する治療法の一般を述べよ
 - 1 二%の重曹水か、硼酸水食鹽水等に依り口内の洗滌、含嗽、眼の洗滌等を行ひ、烈痛の時は「ワセリン」を塗るか、〇%の「コカイン」水を點眼します。
 - 2 頭髮、鬚等は二%炭酸曹達液又は石鹼にて洗ふ。
 - 3 咳嗽、胸苦等の刺戟症狀に對しては、テレピン油又は「クロ、ホルム」「ユーカリ」油等を數滴加へた水の蒸氣吸入を施し、又芥子泥の貼付等を行ふ。
 - 4 心臓の衰弱に對しては、亢奮劑として「コニヤック」「ラム」酒等の濃厚なる酒料、飲料、熱き茶、珈琲等を與へる。又「ストロファンチン」「チギタリス」劑「ヴィンタカンファー」等の注射をなす。
 - 5 刺戟症狀強きか苦痛大なる時は、鎮痛劑の内服又は注射をなす。
- 一、國民の覺悟につき話べよ

日清日露の兩戰役を始め、我國が今日まで他國と戰端を交へたる戰爭は凡て國外でありまして、國

内へ敵の砲彈が飛來するが如き事はなかつたのであります。然るに航空機が進歩發達したる今日以後の戰爭は、戰場と國內との區別がなくなり、國全体を舉げて戰場と化し國民全体を戰爭の渦中に引き入れること、なりました即ち今後の戰爭は軍隊對軍隊ではなくして、國民對國民の戰爭なることが一層濃厚となりました。前述の如く我國は空の防空は有利ではなく、且つ我國の航空界が貧弱であつて、科學工業が不振の状態でありますから、我國は國防特に空の國防に就ては、今後大に奮勵努力して、其完璧を期すると共に、國民は一層其精神氣力の涵養に努めねばなりません。此國民の精神力が國防上重大なる關係を有し、戰爭の勝敗に大なる影響を與ふるものであります。如何に敵の爆撃機が我國内に來襲して爆撃攻撃を企てたとて、之に對する我防空施設が充分であつて、且つ我國民の訓練が徹底し、精神氣力旺盛であれば、空襲も決して左程に恐るゝに足らざるものであります。唯恐るべきは「備へなく訓練なき」にあります。故に今後益々國防施設を完備すると同時に、大に精神の鍛錬に邁進努力することが肝要であります。特に諸君は大に科學の研究に精進して、國防上國家に貢獻するの覺悟が必要であります。

第十二章

列國軍事の概況

蘇聯邦（露國）

露國の國防方針は如何

露國（蘇聯邦）は世界各國を革命に導き、之を共產主義國と化して、世界を露國と同主旨の國と爲すことが又間接に露國の存在を防衛する手段となるものと考へ、之を最高の對外方針と爲してゐるのであります。

露國の國防に就て特に吾人にとつて、重要な意義を有つ問題で、何か聞いたことはないか

其れは傳統的極東政策であります。露國の極東政策は、實にピーター大帝以來の傳統的國是であつて、現在に於ても何等變更なきものであることは、彼のレーニンが揚言した『吾人の運命は東方に於て決す』なる一言に依つて明瞭されて居る處であります。この傳統的國是が國防上の施設に自ら

現はれ來て、かの極端なる極東戰備となりあることは、大いに注意を要することであると聞きまし
た。

露國には平時如何程の軍隊があるか

一九三五年に於ける陸軍平時總兵力（特別軍隊を含む）は約百六十萬にして、正規軍約六十九萬（民兵部隊基幹人員を含む）民兵部隊交代部約六十六萬、特別軍隊約二十五萬（國家保安部軍隊十六萬、護送軍隊約九萬）より成つて世界最大の陸軍であります。

特別軍隊とは何か

國家保安部軍隊及護送軍隊であります。

其の任務は何か

- 1 國家保安部軍隊は國境守備、國內反革命運動の鎮壓、交通線の守護等に任ずる共產政權維持の旗本とも稱すべき、最も精練の軍隊であります。
- 2 護送部隊は囚人輸送及輸送物品の護送に任ずる部隊であります。

露國の空軍に就て述べよ

露國の航空界は革命後二、三年間は國內騷亂の爲不振の状態であつたが、一九二一年頃より政府の努力は漸く眞剣となり、軍事航空施設の大擴張を企圖すると共に、大に民間航空事業を奨励發達させて、有事の際には之を軍事上に利用することを畫策し、現在多數の公私航空團體が組織され、各所に空中連絡が開始されて居ます。就中陸軍は空中投下（空中デサント）部隊なるものを設け、戦闘部隊の落下傘に依り敵背後に投下し、後方より攻撃を行はしめ、又は優亂に任せしめんとするものもあります。

露軍の航空兵力及機數は如何か

現在陸上部隊約三百五十中隊、其機數は約四千機に達し、而して戦闘爆撃機の増加は特に顯著であります。

別に氣球中隊若干を有してゐます。

露國の民間航空に就て知る所を述べよ

民間航空として露特異の事業は寫眞測量、魚群搜索、害虫驅除、播種乃至北極探險等、産業や開拓事業に迄飛行機を活躍せしめ、甚大の効果を挙げつゝある。今や露國は國民生活を犠牲とし武、力

充實を主張する計畫も完成し、航空工業及其原料、資源供給の途も確立せられ、異常なる躍進を續け、現在に於ては列強に比し毫も遜色なく、將來益々發達するものと思はれます。

米 國

國防の要領 米國は開戦當初に於て平時常設の正規軍を動員し、之に護國軍の一部へ先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內の大動員を行ひ、且此の間各軍の軍事教練を補足完成してから、陸軍は遠征軍を編成して、攻勢作戰を敢行するのであります。

海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し、獨立して作戰するのであります。

陸軍の區分に就て述べよ

- 1 正規軍は現在約十四萬を有し、常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主体となり、一部を以て護國、編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線の出動部隊に骨幹をなすのであります。

- 2 護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し、地方の守備並治安維持に任ずるのであります。有事の際は第一線に出動し、現在兵力約十九萬人を有して

居ります。

- 3 編成豫備軍は合衆國の戰時兵力であつて、平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたものであります。戰時は郷土を中心として將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。従つて精神素質は優秀であるが、軍事教練の程度は區々であります。兵力は現在約十二萬と稱して居ります。

其他比律賓布哇等には幾何の兵力があるか

比律賓、布哇及巴奈馬に各々正規軍約一師團、ポルトリコに歩兵一聯隊、アラスカに歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊を配備されて居ります。

米國陸軍の補充及服役如何

- 1 正規軍下士官兵は米國市民たる男子にして、十八才乃至三十五才の志願者より体格検査の上採用する。服役は三箇年及一箇年の二種であつて、再服役は三箇年を一期として居ります。正規下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はありません。
- 2 護國軍隊は正規軍と同様、米國市民たる男子にして十、八才乃至四十五才の志願者より、体格

検査の上採用する。其の服役は一箇年及三箇年の二種でありまして、再服役は一年を一期として居ります。

米國海軍に就いて述べよ

米國は華府會議の結果、英國と同じく五十二萬噸の主力艦を具へ、世界最強一國標準の海軍力を保存し、根據地を整備新設して有事の際は世界の何れの海上にも、敵に先んじて優勢な海軍を集中することが出来る。又各自治領には獨立した海軍の建造を企て、本國海軍に協力せしめる様になつてゐる。米國の主なる根據地は大西洋方面にあつたのが、近時之を大平洋方面に移して、パナマ運河地帯、布哇眞珠灣、桑港等の根據を擴張した。

空軍に就いて述べよ

米國政府は平和古復後、銳意歐州交戰諸國航空の精粹を吸収することに努め、比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に着目する等、著々其充實に努力して居ります。其他飛行機の新記録の樹立に長距離飛行の敢行に、又優秀飛行の設計製作等に所謂「アメリカ第一」を標語として進み、航空工業の顯著なる發達と共に、その進歩は驚くべきものがあります。

最近航空に關する努力は積極的となり、空中兵力の四千機増加を企圖すると、一方航空大根據地の設置を急ぎ、本國の要所要所並アリューシャン群島の上空は民用飛行機の禁止區域と指定しました如何に飛行機が整備されても、航空根據地がなければ、その効力を十分發揮することが出来ない。それが爲、現在陸軍飛行場五十有餘、民間飛行場として二千有餘有してゐるに拘らず、アラスカ、大平洋岸西北部、ロッキー山脈中、大西洋東北岸西南部州及大西洋カリブ海方面に之を施行することに決定して、着々工事を急いで居ります。

現在陸軍航空兵力は飛行機約二千五百機、人員約一萬六千人を有して居ります。

陸海軍以外に政府經營航空には、森林巡邏飛行(約四〇機) 國境警邏並天災に際し使用する等があります。

尙民間飛行は頗る盛んであつて、主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、常時使用飛機約九千三百機に及んで居ります。

一九三二年頃より支那其他に進出し、殊に大平洋航空路の完成を急ぎ、直接米支との連絡を圖り、航空契約成立し上海—南京—漢口—成都間の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路

を設定し、尙多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめて、直接勢力の伸展を圖ると共に、自國航空工業の高度維持に努めて居ります。

一九三二年に於ける飛行機の輸出額は約二八〇機、其價格四百三十餘萬弗に達して居ります。

英 國

國防の要領

本國の地理的位置の關係及世界に廣く公布する植民の關係は、優勢なる海空軍を必要とする領土を保有し、其結合を鞏固にし、對外權利を維持し且通商貿易の保護を主とする。之が爲必要な範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防衛を安固ならしむるにあり。

陸軍の區分に就て述べよ

正規軍、地方軍及豫備軍の三種に大別される。

1 正規軍の常備團體は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時は本國に駐屯するの外、印度其他の海外植民地等の守備に任して居ります。其兵力約十五萬二千。別に印度に約六萬を有して居ります。

2 地方軍は戦時必要に應じ、議會の協賛を全て外征に使用するものであつて、平時は幹部のみを有し、毎年若干期間志願者を募集し、時々之を召集して各種の訓練を行つて居ります。其の訓練の回数は左の通りであります。

第一年度 四十五回 外に野營 八日乃至十五日

第二年度乃至四年度 毎年二十四回宛 外に野營 八日乃至十五日

3 豫備軍は正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵及海峽諸島及植民地民軍、地方軍豫備に區分す。

イ、正規軍豫備は現役を終了せしもの。

ロ、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り、將校の補充及技術兵の補充に充つるもの。

民兵は正規軍豫備使用後正規の補充に充つるもの。

英國の陸軍の補充及服役は如何か

1 正規軍は十八歳以上二十五歳の壯丁より募集、其の服役期間は十二ケ年であつて、之を現役豫備役の二期に分け、志願に依り其全期間を現役に服し、其服役期間二十一箇年に達する迄再服

役をなすことが出来る。

現役豫備役の各期間は大体、現役七年、豫備役五年を通常とす。而して此現役七年は當初一年を教育して、爾後六年を三年宛海外及本國に交代服務せしめんとするものであります。

2 地方軍は十七才以上三十八才以下の者より募集し、其の服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することが出来る。服役最終の年齢を三十八才と規定し居ります。

英國海軍に就て

米國海軍と同一の比率を有し、現在の英國海軍は最強一國標準の勢力を保ち、世界の海上何れの國に對しても優勢の海軍を集中する方針とし、實力の向上と科學の研究によつて、益々其の威力の増大に勉めてゐる。

又自治領には獨立した海軍の建造を企て、或は海軍根據地を構成する筈の刑式に依つて、本國海軍に協力せしめてゐる。

英國空軍

世界大戰間獨軍の空中攻撃によつて、屢々本國を脅威せられた事に刺激せられ、大戰末期即ち一九

一七年末陸海軍の航空を統一して、獨立した強大なる空軍省を設置し、尙對岸の佛國が尠大なる空軍勢力を得て、英本國の上空を脅威するの狀況に鑑みて、空軍大擴張を計畫して今日の如く千五百機の飛行機を有して居るのであります。尙更に國防の一助として、平時民間の航空事業を獎勵發達せしめ、帝國航空路會社を創設して、之に百萬磅に達して居る莫大なる補助金を下附し、政府の監督の下に旅客及郵便の輸送を實施して居ります。有事の際には軍用を補ふことが、十分出来る譯であります。

伊 太 利

國防の要領

世界大戰後社會主義者の爲め、國內殆んど收拾の出来ない程の狀態に陥つたが、ムツソリーニの率ゐる國粹黨が奮然立つて國家の危急を救ひ、非國家的分子を屏息せしめ、再び大伊太利主義を確實するに至つた。

其の國是とするは、アドリアチック海の覇權を確保し、且つ地中海の勢力を壟斷せんとするの方針であります。

陸軍の區分に就て述べよ

本國軍と植民地軍より成り、其他武裝的團體として其、性質上殆んど陸軍々隊と見るべきものは、税關兵團、警察隊及護國義勇軍があります。

1 本國軍は平時兵力は約三十萬なるも、季節に依り變化し、夏季に於ては約三十五萬と算し、冬季に於ては約二十萬に減すると謂ふのであります。

是は國境が峻峻なる、アルプス山系の大障礙を以て、掩はれてをるからで、冬季になれば積雪の爲め、軍隊の通過を許さざるに至るから、従つて冬季は減兵するのであります。有事に際しては約六千師團の編成をする計畫であると傳へられて居ります。

2 植民地軍は伊國人は將校以下、現役及豫備役、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集するのであつて、其平時兵力約五萬を算して居ります。

3 武裝的團體として税關兵團二萬六千、警備隊一萬五千、護國義勇軍約三十九萬二千(内非常勤務部隊三十六萬を含む之は有事の際召集する)護國義勇軍は當初ムツソリーニ内閣の、黨勢擁護治安維持の爲に創設された政治的私兵であつたが、現在は合理的存在を與へ、其の任務を擴張されて、國軍の一部を形成す

る事になつたのであります。

伊太利の陸軍の補充及服役は如何か

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務均等を原則として徴兵制度を施行し、在營年限一年六ヶ月と定め家庭の狀況に依る特種の者に對しては、在營期間を短縮する恩典を與へてゐるのであります。

伊太利の空軍に就て

伊國飛行界は從來極みて不振の景況にあつたが、ムツソリーニ政權を得るに及び、航空高等委員會を設け、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其の議長となり一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめ、空軍省所屬の飛行機約千五百機を有し、尙英、獨空軍の擴張に刺戟せられ空軍充實を圖りつゝある。

特に超重爆撃機の製作に力を注ぎつゝありて、目下英國等の先進國を凌駕せんとする形勢に在るは吾人の大に参考とする處であります。

佛 國

國防の要領

佛國の國防は飽く迄獨逸の侵襲に備ふるを第一とし、次に地中海問題より生ずる伊國の強硬政策に備へ、併せて海外發展政策を計り、廣大なる殖民地及保護國の鎮壓、防禦、委任統治地の確保を企圖して居る『自國を述ふものは自國の力なり』とは、建國人の保存する信念であつて、佛國の男子は悉く平等に兵役に服ひべき義務を有して、廢疾不具でない限り兵役に服し、國防の充實に忠實である。其の熱烈なる愛國心は實に驚歎に價するものがあります。

陸軍の區分に就て

佛國軍備は對獨絶對安全を主眼として編成され、國民皆兵を主義とし、徴兵制を主体として二年在营制を採用してゐる。

平時本國軍と海外軍とに大別される。其の兵力六十萬にして、内十九萬は海外軍である(附表参照)空軍に就て

佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し空中防禦の安全を緊要とするしみならず、對英政策の後援としても、亦空中威方の強大を要求して居るから、航空省を設け國土防衛總監を置き、防空上必要なる三軍統轄の權能を與ふる等、航空防空に就て陸軍と相並んで、重要視さされて居るので

あります。

航空省所屬の飛行機約四千五百機、民間間飛行機千六百機を有し、世界第一の飛行機数を有し、益々發展を期しつゝ、ある情勢もあります。

列國陸軍軍備一覽 (昭和十一年末調)

國名	分區		總數	內	兵	員	譯	主要團隊數	摘	要
	平	時								
本日	約二十五萬							十七師團		
國民華中	約二百十萬							二百一十一師團 騎兵十三旅團 騎兵八旅團 砲兵八旅團		本表の外多數の土匪團ありて軍隊略々同様の實力を有し、軍隊に改編せらるゝはこゝより算定するを得ない
蘇聯	約百六十萬							正規軍及民兵軍 基幹部(正規軍) 交代部(民兵)軍 內務省軍隊及 其他正規兵		本表の平時兵員中には空軍部隊のものを含む。

國名	米	英
	約三十三萬	約三十九萬
	正規軍	正規軍
	法定數 約二十九萬八千 現在數 約十三萬七千	法定數 約十四萬五千 外に在印度駐屯 正規軍約五萬九千
	步兵 九師團 騎兵 三師團	英本國 五師團 印度 四師團 騎兵五旅團 正規將兵を 基幹部とし、 印度人を加 ふ
	一、正規軍は一九三九年迄に十六萬五千に増加せらるに、其中步兵各約一師團に駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小額は二五萬に規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが、未完成である。 三、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる。	一、一九三六年軍備の擴張を企圖し陸軍に於ては四箇大隊を新設し其他の部隊の裝備を近代化し且地方軍の改善に着手した。 二、別に空軍兵力五萬を有す。 三、海外自治領及植民地に於ける兵力 加奈陀 約十二萬五千

國	獨	佛	國
約六十七萬	約六十五萬		
正規軍約五十五萬 軍隊類似團體約十一萬六千	在本國軍約四十四萬 在海外軍約二十一萬	地方軍約十八萬五千	
步兵三十六師團 機械化師團三師團 獨立騎兵一旅團 山地狙擊一旅團 獨立機關銃九大隊	步兵二十師團 騎兵五師團 別に遊動部隊及騎兵約五師團及騎兵砲兵の總隊 備部隊並植民地軍隊 (軍團十二)	步兵十四師團 騎兵二旅團 防空三旅團	
歐洲最強の國軍建設を企圖しあるが如くである。	本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊(人員約三萬) 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬五千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬	本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊(人員約三萬) 二、北亞弗利加に不正規補助兵約一萬五千 三、憲兵及遊動憲兵約四萬	瀛洲約二萬九千 印度約一萬七千 新西蘭約一萬八千 南阿蘭約一萬八千 愛蘭計約三十四萬

國波	國伊
約二十七萬	約三十五萬
植民地軍約五萬	本國軍約三十萬 內憲兵約五萬
步兵三十師團 騎兵一師團 獨立騎兵旅團二	輕快師團二 アルプス旅團四
本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他の兵力を左の如くである。 護國義勇軍約四十萬 但非常勤務部隊約三十七萬を含む 警關兵團約二萬五千 警察隊約一萬五千	本表の外空軍約二萬四千を有し、又義勇軍其他の兵力を左の如くである。 護國義勇軍約四十萬 但非常勤務部隊約三十七萬を含む 警關兵團約二萬五千 警察隊約一萬五千
本表の外警備隊約三萬 國境警備隊約三萬二千 警關監視隊約五千六百	

列國新兵器整備一覽

(昭和十一年末調)

本日	名國
飛行機約一千	陸軍所屬飛行機數
飛行機約五〇〇中隊	航空部隊數豫算
高射砲旅團・同	高射砲兵力及砲數
獨立機械化部隊	戰車及機械化部隊兵力及戰車數
二聯隊之一隊	戰車聯隊
二聯隊之一隊	戰車聯隊
十數箇	十數箇

波	國
機百七約	機百五千 (屬所省軍)
氣 飛 球 行	氣 蒙約 球 一二〇中 植海軍協同隊 民地軍協同隊 一五
二 六 大 聯 隊 隊	二 中 隊 〇 五
	利万千七億九約 (六三一五三九一) (算豫省軍空度年)
未 詳	砲 義 約 陣地 數 高射 一四〇門 砲司令 二五
未 詳	聯隊(六大隊) 快速戰車大隊 右戰車數 約 二〇〇輛 右裝甲自動車數 未詳

第十三章

幹部候補生素養検査問題

第一節 教 練

- 一、教練の目的を述べよ。
- 二、不動の姿勢の目的。
- 三、速歩及駈歩一步の幅、一分間の速度。
- 四、不動の姿勢、速歩行進、密集教練は如何なる徳性を養成し得べきか。
- 五、各個教練の目的に就き述べよ。
- 六、横隊の整頓に於ける後列兵の整頓の要領。
- 七、中隊の密集隊形の種類及用途如何。
- 八、前後列兵の距離と散兵の間隔を問ふ。

九、横隊の整頓に於ける前後列兵の責務如何。

- 一〇、疎開戦闘の目的を簡単に説明せよ。
- 一一、散兵の地形地物利用の要旨如何。
- 一二、散兵の前進の時機を説明すへし。
- 一三、散開せる分隊が運動に於て基準兵及散兵は各々何を基準とすべきか。
- 一四、敵を射撃する歩哨と散兵との照準點に就き簡単に説明すべし。
- 一五、小銃射撃姿勢の種類を問ふ。
- 一六、一列側面縦隊よりの各種散開法を圖解すべし。
- 一七、散開せる分隊の前進法に如何なる方法ありや。
- 一八、疎開、開進、展開、火線構成、援隊、豫備隊の意義を問ふ。
- 一九、歩兵小隊の各種疎開隊形を圖示説明せよ。
- 二〇、火線分隊の射撃開始の時機を問ふ。
- 二一、疎開隊形に於て分隊間の間隔及第一線と第二線との距離及此距離間隔を採る理由。

- 二二、稜線の利用及樹木の利用に就ての注意を述べよ。
- 二三、散兵の停止に方り射撃目標を有する場合と然らざる場合との著意事項を記すべし。
- 二四、號令と動令と區分する際の發唱要領如何。
- 二五、照尺の改装は如何なる場合になすが有利か。
- 二六、射撃の目的を有せざる時の停止の號令を問ふ。
- 二七、散兵の直進する理由を述べよ。
- 二八、射撃開始の時期は如何なる場合になすが有利か。

陣 中 勤 務

- 一、命令、通報、報告の區別を問ふ。
- 二、報告中判然區別すべき事項。
- 三、徒歩傳令、自轉車傳令の速度。
- 四、傳令が出發に方り命令者より承知すべき件。
- 五、前衛とは如何なるものを云ふか。

- 六、前衛各部隊の名稱。
- 七、駐軍間並行軍間の警戒は如何にして實施せらるゝやを説明せよ。
- 八、前哨の任務及區分を問ふ。
- 九、前哨警戒區分を問ふ。
- 一〇、步哨一般守則と特別守則との區別及特別守則として示すべき事項。
- 一一、步哨の通過を許すもの如何。
- 一二、行軍の種類を述べよ。
- 一三、戰備行軍旅次行軍とは如何。
- 一四、急行軍と強行軍の差異如何。
- 一五、宿營の種類を問ふ。

第二節 軍事講話

勅語、勅諭、精神訓話

- 一、教育勅語を謹記すべし。

- 二、勅諭の五ヶ條を謹記すべし。
- 三、勅諭の五ヶ條を一貫する根本精神は何か。
- 四、軍人精神とは何か。
- 五、三種の神器の由來。
- 六、忠孝一本の理由。
- 七、教育勅語、軍人勅諭、國民精神作興の詔書、國際聯盟脫退の詔勅御下賜の年月日を記すべし。
- 八、我國の世界に冠絶せる所以と國民の覺悟。
- 九、國民の三大義務とは如何。
- 一〇、武道の精神とは如何。
- 一一、宗教は必要なりや。
- 一二、我國民道德の特質。
- 一三、現代社會の最大弊害。
- 一四、軍備と平和との關係。

- 一、我國體の精華に就き簡単に説明すべし。
- 二、我國體の萬國に冠絶せる所以を問ふ。
- 三、我が國民が最も世界に誇とするものは何か。
- 四、忠孝一本の理由を説明せよ。
- 五、日本の國是とは如何。
- 六、日本民族の優越性如何。
- 七、我國民道德の特質は何か。
- 八、國民の特種相を分類説明せよ。
- 九、帝國憲法の德質如何。
- 一〇、特種相より見たる血族關係は如何になりあるや。
- 一一、國體の特種相より見たる國家理想とは何か。

建軍の本義

- 一、我建軍の根本主義を簡単に述べよ。
- 二、國軍の建設上に於ける特色を説明すべし。
- 三、建軍の本義と皇軍の使命を述べよ。
- 四、皇軍とは如何。
- 五、皇軍の本質は如何。
- 六、皇軍と列國軍とを比較し軍制上特異の差如何。
- 七、日本帝國の使命を述べよ。
- 八、皇道とは如何。
- 九、統帥權の獨立の必要なる理由。
- 一〇、帷幄上奏とは如何。

陸軍平時編成

- 一、陸軍中央統轄機關の名稱及其任務を述べよ。
- 二、參謀本部、陸軍省、教育總監部は夫れ々如何なる事項を統轄するや。

- 三、平時師團は如何なる部隊より成るか。
- 四、日本の平時兵力と師團數及師團司令部の所在地を問ふ。
- 五、要塞司令部、鎮守府、要港部の所在地。
- 六、我陸軍に於ける飛行聯隊の數及所在地。

兵役

- 一、帝國兵役制度の特色及兵役の種類を問ふ。
- 二、兵役の名譽なる所以。
- 三、國民皆兵とは如何なることか。
- 四、兵役區分及服役年數を述べよ。
- 五、召集の種類を挙げ簡單に説明すべし。
- 六、幹部候補生は如何に取扱はるゝものか。

陸軍々人の官等級及服制

- 一、各兵科の襟章の色別。

二、衛生部經理部將校下士官の階級を記せ。

動員及國家總動員

- 一、動員とは如何。
- 二、國家總動員の意義。
- 三、國家總動員の必要ある所以を述べよ。
- 四、國家總動員に於て不足なる資源は如何にするや。
- 五、將來戰に於て國家總動員の必要ある所以を問ふ。

衛戍及戒嚴

- 一、衛戍地とは如何。
- 二、戒嚴とは如何なることか、戒嚴令とは何か。
- 三、臨時地境、合圍地境を説明すべし。

海軍

- 一、軍艦の種類及任務。

二、海軍鎮守府及要港部の名稱及所在地を述べよ。

軍隊教育及學校教練

一、學校教練の目的如何。

二、軍隊教育と學校教練の差異を説明すべし。

三、幹部候補生教育の目的を述べよ。

四、軍隊教育の目的並其主眼とする所を述べよ。

軍 隊 生 活

一、兵營生活の主要なる目的。

二、軍隊に於ける絶対服従の眞精神を簡単に述べよ。

三、軍紀と服従の關係を述べよ。

四、軍人精神、軍紀、職責に就て記述せよ。

五、軍隊に於ける幹部の職責を述べよ。

各 兵 種 の 職 能

一、各兵種の職能。

二、皇軍兵科の種類と歩兵の本領を問ふ。

戰 闘 一 般 の 要 領

一、戦闘一般の要領。

二、必勝とは如何なることか。

三、必勝の信念とは如何。

四、何故に日本軍は必勝なるか。

五、攻撃の要訣は如何。

六、展開、包圍、迂回とは如何。

七、攻撃の重點を説明せよ。

八、遭遇戦とは如何なる戦闘なるか簡単に説明せよ。

九、開進、展開、火網の構成を説明せよ。

一〇、軍の集中とは如何。

各種兵器の構造の概要

- 一、歩兵は如何なる銃砲を有するや。
- 二、三八式は歩兵銃の口径、最大射程は幾何なるか。
- 三、歩兵の有する兵器の種類並其れが性能用途の概要を記述せよ。
- 四、戦車の説明。
- 五、戦車、高射砲の任務。
- 六、軍用航空機の種類、飛行機の種類。
- 七、陸軍飛行機の種類及其用途を述べよ。
- 八、化学兵器とは如何なるものか。
- 九、化学戦を説明せよ。
- 一〇、毒瓦斯の種類を述べよ。
- 一一、毒瓦斯の生理的作用に依る分類及性状。
- 一二、電気兵器、光学兵器を列挙せよ。

國防

- 一、國防と國民精神の關係如何。
- 二、國防の要素。
- 三、軍備の必要なる所以を述べよ。
- 四、敵飛行機に對し都市防衛の方法如何。
- 五、我國の國際關係と軍備の必要なる所以を畧述せよ。

列國軍事の趨勢

- 一、徵兵制度を採用したる列強を挙げよ。
- 二、蘇國軍の平時兵力。
- 三、我國防に關し蘇國は現に如何なることをなしあるや。
- 四、日本及露國陸軍の平時兵力數、航空機並戦車の概數を記せ。
- 五、歐米列強最近の陸軍兵力、飛行機數、戦車數。

築城及軍事交通

- 一、築城の目的及種類。
- 二、掩體構築の目的。
- 三、軍用通信の種類及特性の概要を述べよ。

帝國の國情

- 一、國際聯盟脱退の理由を述べよ。
- 二、國際聯盟脱退に關する詔書は何年何月何日か。
- 三、現時は何故に非常時なるや。
- 四、我國全般的に訓練を要すと認むべき件々を列舉せよ。

日滿露の關係

- 一、日露戰爭の起因。
- 二、日支事變の原因。
- 三、滿洲事變勃發の原因。
- 四、滿洲國の成立は我國防上に如何なる關係を有するや。

- 五、日滿議定書の趣旨を簡單に記せ。
- 六、滿洲國の省の名稱。
- 七、滿洲方面の匪賊の景況を記せ。
- 八、滿蒙に於ける我權益の主なるものを舉げよ。
- 九、滿洲國內に在る鐵道網要圖を簡單に記述すべし。

思想問題

- 一、思想國難とは如何なることをいふか。
- 二、共產主義とは如何。
- 三、『フアツショ』とは如何なることをいふか。

雜之部

- 一、幹部候補生志願の理由を述べよ。
- 二、入隊後の所感。
- 三、陸海軍記念日を設定せられたる趣旨を述べよ。

- 四、本年は皇紀何年か、西暦何年なるや。
- 五、現内閣大臣の氏名。
- 六、出身校の校長、主任教師及配屬將校の官氏名を問ふ。
- 七、所屬師團長、聯隊長の官氏名を記せ。

第三節 經理部幹部候補生檢定試驗問題

- 一、手形の性質を説明せよ。
- 二、軍政の大權を説明せよ。
- 三、我國豫算の性質を問ふ。
- 四、勅令と法律の強度。
- 五、戰爭と國民經濟との關係を述べよ。
- 六、意思表示と慣習及法律の關係に就き述べよ。
- 七、條件附法律行爲の効力を説明せよ。
- 八、豫算の憲法上の効力を説明せよ。

- 九、我國に於ける銀行兌換券發行の制度を問ふ。
- 一〇、我が會計法上に於ける會計年度に就き説明せよ。
- 一一、平價切下の意義及之れが經濟上に及ぼす影響。
- 一二、外國爲替の原理を説明し爲替相場變動の理由を説明せよ。
- 一三、貿易と爲替の關係。
- 一四、「マルクス」の餘剩價值とは何か。
- 一五、生命保險と火災保險との差異。
- 一六、金輸出禁止と物價との關係に就き説明せよ。
- 一七、貿易外收支とは如何なるものか。
- 一八、經濟封鎖とは。
- 一九、賣買契約に於て商品に瑕疵ありたる場合に於ける擔保責任を問ふ。
- 二〇、戰爭或は事變に於ける入費の調達方法。
- 二一、公債發行の景氣に及ぼす影響如何。

- 二二、邦人一人平均年消費米及米の年産額。
- 二三、共産主義（經濟批判をも試むべし）『トラスト』に就き説明すべし。
- 二四、世界に於ける國防上重要な加工品の分布に就き概説せよ。
- 二五、商行爲の問題にして商法に規定なきものゝ解決法如何。
- 二六、小切手の法律上の性質を述べよ。
- 二七、消費節約の國民經濟に及ぼす影響を述べよ。
- 二八、資本主義經濟の意義並本經濟組織の特質を述べよ。
- 二九、戰爭經濟政策として我國々民經濟の統制要領を述べよ。
- 三〇、日本の國債額及一年の總豫算。
- 三一、法を其の見方に從ひ數種に分類し夫々之が意義を簡單に説明せよ。
- 三二、豫算の國法上於ける性質を論ずべし。
- 三三、プロック經濟を論ずべし。

幹部候補生試験問題は左の書籍中より出題される方針なるを以て諸氏は在學中より該書籍を購入され充分の研究あらん事を切望す

陸軍省徵募課編纂

學校教練必携

軍事講話 前篇

定價 金壹圓也

軍事講話 後篇

定價 金九十五錢也

術科 前篇

定價 金五十錢也

術科 後篇

定價 金三十五錢也

定價 一圓五十錢

送料 十錢

全

全

全

一、幹部候補生檢定問題模範解答集

右書籍販賣所

東京市牛込區若松町一五〇番地

一一三 館書店